

## 第 108 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 54 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
4-(2)	第 54 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
5-(1)	第 33 回 一般原則部会 (CCGP) 議題
5-(2)	第 33 回 一般原則部会 (CCGP) 概要
6-(1)	第 46 回 総会 (CAC) 仮議題
6-(2)	第 46 回 総会 (CAC) 主な検討議題
7-(1)	第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
7-(2)	第 7 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討議題

## 第 108 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 5 年 11 月 15 日（水）

10:00～12:00

場所：農林水産省第 3 特別会議室  
(web 併催)

### 議 事 次 第

#### 1. 議題

##### ① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

・ 第 54 回残留農薬部会（CCPR）

・ 第 33 回一般原則部会（CCGP）

##### ② 今後の活動について

・ 第 46 回総会（CAC）

・ 第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

令和 5 年 11 月 15 日現在

(敬称略 50 音順)

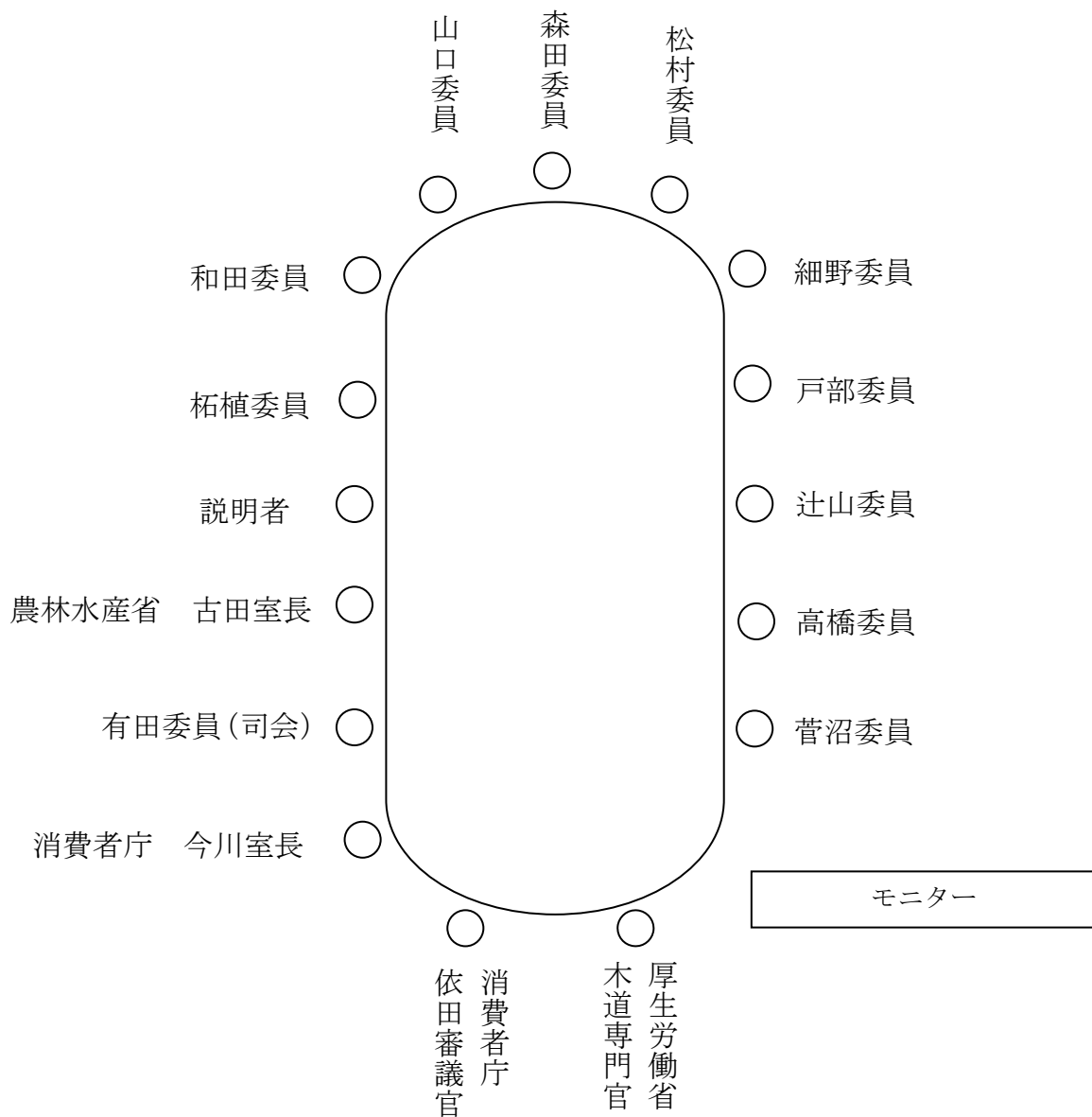
あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 参与
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 参与
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 108 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 5 年 11 月 15 日 (水) 10:00~12:00

農林水産省特別第 3 会議室 (web 併催)

事務局等



ウェブ参加委員  
○ 穂山 委員    ○ 廣田 委員    ○ 鶴身 委員

## FAO/WHO合同食品規格計画 第54回残留農薬部会

日時：2023年6月26日（月）～29日（木）、7月1日（土）

場所：北京（中国）

### 議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHOからの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2022年FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会（CCPR）で生じた特定の懸案に対する2022年JMPRの回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
7	食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂
7(a)	クラスB - 動物由来の一次食品（ステップ4） クラスE - 動物由来の加工食品（ステップ4）
7(b)	クラスBとクラスEに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ4）
7(c)	MRL適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）
7(d)	MRL適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）のレビュー
8	CCPRと食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会 - 作業の状況
9	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
10	各国の農薬登録の情報
11	JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

12	長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング
13	CCPRとJMPRの手續強化
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 54 回残留農薬部会 (CCPR) 報告書

日時：2023年 6 月 26 日 (月) ～29 日 (木)、7 月 1 日 (土)  
場所：北京 (中国)

出席者：農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室室長	楠川 雅史
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬国際審査官	河合 智之
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課課長補佐	富田耕太郎
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課主査	島田 直朗
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課 国際食品室室長補佐	佐々木佳名子
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第一室長	渡邊 敬浩
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課評価専門職	高橋めぐみ*

(\*オンライン参加)

### 議題 1 議題の採択

インドが仮議題12、米国が仮議題13に関して会期中作業部会を開催することを提案し、承認された。

EUが食品及び飼料のコーデックス分類と、ワシントン条約 (CITES) 等の国際合意との一貫性について議論する会期中作業部会を開催することを求めたが、米国が本部会でこれまで議論されたことがない内容であり、本部会とは別の場で議論すべき旨を述べて反対し、合意がみられないため会期中作業部会の開催は承認されず、仮議題 7 で議論することとされた。

以上の議論の上、仮議題が採択された。

### 議題 2 報告者の選任

David Lunn氏 (NZ) がCCPRの報告者を退任したことが報告され、今次会合の報告者に Sarah McGrath氏 (米国) が選任された。

### 議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

2022年に開催された第45回コーデックス総会 (CAC) における決定事項等について紹介があった。また、コーデックスが60周年を迎えたことに関連し、CCPRに20年以上参加していることが分かったドイツ及びNZの代表 (個人) に対して、永年の貢献への謝意が示された。

EUは、コーデックスにおける分野横断的な問題の取扱いに関してコーデックス執行委員会 (CCEXEC) で議論になっていること等を受け、コーデックスにおける農薬の最大残留基準値 (MRL) の設定に当たっても柔軟性を持ち、環境に関する事項を考慮することを改めて求めた。

本年 4 月に開催された食品汚染物質部会 (CCCF) 第16回会合から、新規作業を検討しているエチレンオキシドについて、くん蒸用の農薬としても使われているとの情報があったため、農薬の定義との整合性や、農薬にも該当する場合、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) とFAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) がどのように協調して評価を進めるべきかについて意見を求められているとの説明があり、議題11において検討することとされた。

#### **議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項**

FAOよりワンヘルスや農薬のリスク低減に関する取組の紹介、WHOより食品摂取量や食品中の化学的ハザードに関するデータベースの運用状況及び食品安全危機管理に関する情報発信・対応について紹介があり、インド、ウガンダ、インドネシア及びケニアからこれら取組への支持が表明された。

EUは、ライフサイクルに渡る農薬の管理についてはFAO/WHO合同農薬管理会議（JMPM）においても議論されており、国連環境計画（UNEP）も関連するので、JMPMやUNEPを今後のCCPRに招いてもよいのではないかと、環境に関する地球規模の課題について、CCPRにおけるMRL設定に際しても考慮すべきではないかと重ねて意見を述べ、スイスが賛同した。これに対し、FAOのJMPR事務局から、JMPM等と情報共有するのはよいことだが、環境に関することはCCPRの付託事項の対象外であり、CCPRはあくまで食品安全の観点で科学的な評価により決定する場であると反論があった。

#### **議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項**

CCPRに関連する国際原子力機関（IAEA）の活動についての報告がなされ、特にアフリカ地域におけるオクラへの残留データの取得支援や、農薬の分析技術のキャパシティービルディング等について、ウガンダ、ガーナ及びケニアから謝意が示された。

また、カタールから、2019年以降、様々な作物の残留モニタリングデータの取得を進めており、データ提供の用意があるとの意見があった。

#### **議題 5 (a) 2022年JMPRにおける一般的検討事項の報告**

2022年に開催されたJMPRの報告書のうち、一般的検討事項についてJMPR事務局より紹介された。

ヒトの腸内微生物叢への影響については、これまでJECFAで抗菌剤についての検討がなされてきたが、近年では農薬を始めとする様々な化合物がヒトの腸内微生物叢に影響を及ぼし得ると指摘されており、今後の検討課題とされた。これに対し、インド、EU、ウガンダ、ケニア及びNZから、重要なテーマでありガイダンス化を期待するとの意見があった。また、農薬メーカーの国際的な団体であるCropLife International（CLI）は、検討を続けることを支持し、現状ではどの国・地域でも農薬登録時のデータとして求めている分野であり、CCPRにおいてもメーカーの代表を含めてよく議論の上、必要であればOECDのテストガイドライン化など、共通のルールを定める方向で進めて欲しいと意見を述べた。

動物体内の非線形動態（non-linear kinetics）については、ガイダンスの作成のためにはメーカー等からケーススタディへの協力が必要であるとの説明があった。

試験管内（*in vitro*）変異原性試験で陽性となった場合の解釈については、それぞれの試験に応じて、適切な動物（*in vivo*）試験によって確認がなされるべきとされ、インドから、当該化合物がどの分野をターゲットにしているのか明確にしないと必要な情報が得られないとの意見があった。

農薬等の安全性評価に関するリスクベースの決定木については、毒性学的懸念の閾値（TTC）アプローチを含めてリスク評価の手順を明確化するべく、2024年のJMPRまでに結論を得る予定との説明があった。

必要の無い動物試験の削減については、既存の動物試験の結果や有効な非動物代替試験がある場合には動物試験を避けるべきとしつつ、JMPRにデータを提出する際は、動物試験のデータがあるなら提出すべきとした。これに対し、CLIも動物の福祉は重要視しており、国や地域によって求めるデータが異なるためやむを得ない場合もあるが、動物試験を可能な限り削減したいとの意見があった。

オクラのMRLの設定に関しては、チリペッパー（とうがらし）の作物残留のデータをオ



クラに外挿できるとの科学的なエビデンスは得られていないので、オクラを代表作物とする新しいサブグループ12Dを作り、オクラ、マルティニア及びローゼルを含むべきとする提案がなされた。これに対し、ウガンダ、ケニア、タイ、インド、ベニン及びセネガルが、オクラにコーデックスMRL (CXL) を設定することは貿易上重要であり、現在のグループを維持したままチリペッパーのデータの外挿を認めるべきと主張した。FAOのJMPR事務局は、科学的なエビデンスが得られていない以上、別グループとした上で、チリペッパーからの外挿を可能とするデータが集まれば見直せばよいと意見を述べ、豪州もこれを支持した。結局、暫定的な措置としてオクラを別のサブグループとすれば、適用されるMRLがないことになり、著しく貿易が阻害されるとの加盟国の意見を踏まえ、リスク管理機関の判断として、現時点ではマルティニア及びローゼルとともにオクラを含むサブグループ12Bの分類や代表作物はそのままとし、オクラには当該サブグループのCXLを適用すること、チリペッパーとオクラを隣接ほ場において同条件で農薬処理する試験等で、作物残留の外挿可能性の検討に資するデータを各国から収集し、その結果に基づき再検討することが決定された。

そのほか、JMPRの手續強化については議題13で取扱うこととされ、OECDにおける残留物の定義に関するガイダンスの更新、水稻の後作物への残留及びピラゾール系共通代謝物についても検討が継続している旨の報告があった。

#### 議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸念に対する2022年JMPRの回答

2022年に開催されたJMPRの報告書のうち、英国が提起したChlorothalonil (081) 及びEUが提起したTerbufos (167) に関する特定の懸念への回答がJMPR事務局より紹介された。

Chlorothalonilに関しては、特定の懸念の対象となった高温での分解物は、推定される残留量から、慢性影響及び急性影響の両面で安全性に懸念は生じないと考える旨が説明された。これに対しEUは、乳、肉等の畜産物に移行した残留物での同様の検討が行われていないこと、他の代謝物の遺伝毒性について不確実性が残ることから、JMPRの評価結果に同意できないと意見を述べた。

Terbufosに関しては、急性参照用量 (ARfD) 設定に当たってのJMPRとカナダの評価の違いは追加の安全係数10の有無であり、JMPRとしては追加の安全係数は不要と考える旨が説明された。これに対しEUは、JMPRの評価に用いられたデータは古く、現状ではTerbufosはメーカーによるサポートもされていないため、引き続き健康への懸念がある以上、Terbufosの全てのCXLが取り下げられるべきと意見を述べたところ、優先度リスト (議題11) の電子的作業部会 (EWG) の議長国である豪州より、メーカーからサポートの意思表示があったことが紹介された。

#### 議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ7) 及び原案 (ステップ4)

39 農薬に係る MRL 案及び原案の検討が行われた。各農薬の検討結果は以下のとおり。

農薬名	ステップ 5/8 <sup>*1</sup>	CXL-D <sup>*2</sup>	ステップ 7 and 4 <sup>*3</sup>	MRL-W <sup>*4</sup>
Chlormequat (015)	○	○		
Diazinon (022)		○		
Dimethoate (027)/ Omethoate (055)	○	○	○	○
Methidathion (051)		○		
Quintozene (064)				
Dithiocarbamates (105)/ Mancozeb (050)	○			
Metalaxyl (138)	○		○	

農薬名	ステップ 5/8 <sup>※1</sup>	CXL-D <sup>※2</sup>	ステップ 7 and 4 <sup>※3</sup>	MRL-W <sup>※4</sup>
Terbufos (167)				
Bifenthrin (178)	○	○	○	○
Fipronil (202)			○	
Famoxadone (208)	○	○		
Fludioxonil (211)	○	○		
Indoxacarb (216)	○	○		
Difenoconazole (224)	○	○		
Azoxystrobin (229)	○	○		
Chlorantraniliprole (230)	○			
Mandipropamid (231)	○	○		
Acetamiprid (246)	○			
Emamectin benzoate (247)	○	○		
Flutriafol (248)	○	○	○	
Sulfoxaflor (252)	○			
Benzovindiflupyr (261)	○			
Flupyradifurone (285)	○			
Quinclorac (287)	○	○		
Spiromesifen (294)	○	○		
Fenazaquin (297)	○	○		
Afidopyropen (312)	○	○		
Pyridate (315)				
Triflumuron (317)	○			
Mefentrifluconazole (320)	○		○	○
Tetraniliprole (324)	○		○	
Benzpyrimoxan (325)				
Broflanilide (326)	○			
Fluazaindolizine (327)	○			
Fluindapyr (328)	○			
Inpyrfluxam (329)	○			
Isoflucypram (330)				

※1：MRL 原案をステップ 6 と 7 を割愛して CAC の採択に諮ることとされた農薬

※2：コーデックス MRL (CXL) の廃止が提案された農薬

※3：MRL 案/原案がステップ 7 または 4 に維持された農薬

※4：MRL 案/原案が取り下げられた農薬

いくつかの農薬について、JMPR における評価の状況の説明があった。また、提案されたほとんどの MRL 原案について、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮ることが合意された。また、JMPR から廃止の提案があった CXL については、データを提供するメーカー等（データスポンサー）によるコミットメントの下で four-year ルール\*に従い維持するものを除き、廃止を CAC に諮ることとなった。なお、EU 及びスイスが留保した MRL 案及び原案は、CX/PR 23/54/5-Add. 1 に記載されている。

\* four-year ルール：CXL を 4 年間に限って維持し、その間にデータが提出されれば JMPR

で評価を行い、提出されない場合には CXL を廃止するというルール。JMPR における MRL 原案の検討時にも適用される。

オクラの MRL の設定に関して、暫定的にマルティニア及びローゼルとともにオクラを含むサブグループ 12B の分類や代表作物はそのままとされたことから、オクラ等には当該サブグループの CXL を暫定的に適用する旨の注記を付すこととなった（付録Ⅶ）。

特段の議論があった農薬は以下のとおり。

#### Dimethoate (027)、Omethoate (055)

オレンジ（サブグループ）の MRL 原案の検討に伴い、ARfD を超過し、公衆衛生上の懸念となる可能性が JMPR により指摘されたことが確認された。加えて、かんきつ類（きんかんを除く）及び citrus pulp, dried\* の登録は、オレンジ（サブグループ）の評価の外挿に基づいているために、同じく健康上の懸念を生じる可能性があることが、JMPR 事務局により説明された。これらの評価や説明に対して、データスポンサーは、追加データをすでに JMPR に提供済みであり、次回の評価が可能であると述べた。

\* 乾燥したかんきつ類の絞り粕

CCPR は、オレンジのデータに基づく評価であることが確認されたことから、かんきつ類（きんかんを除く）の CXL を廃止し、citrus pulp, dried の MRL 原案を取り下げる一方で、オレンジ（サブグループ）及び orange pulp, dried\* の MRL 原案をステップ 4 に進め、JMPR による追加評価を待つことについて合意するとともに、Dimethoate の使用から生じる Omethoate についても上記と同じ結論を適用することに合意した。

\* 乾燥したオレンジの絞り粕

さらに、CCPR は、定期的再評価期間中に追加データが提出されず、スパイス類、果実類、ベリー類、根菜類及び根茎類の CXL が Dimethoate において廃止されたため、Omethoate についてもこれらの CXL を廃止することに合意した。

#### Quintozene (064)

JMPR 事務局より、暴露評価のための残留物の定義に結論が得られなかったこと、及び一部の代謝物への暴露量が遺伝毒性化合物に対する TTC アプローチの結果 ( $0.0025 \mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日) を超える可能性があることが説明された。これに対して、データスポンサーから追加の毒性データ提出について情報提供されたことから、CCPR は JMPR による新しいデータの評価を待ちつつ、four-year ルールの下で CXL を維持することに合意した。

#### Dithiocarbamate (105)、Mancozeb (050)

EU 及びスイスは、再評価中であることを理由として玄米を含む複数食品の MRL 原案を留保した。また、アラブ首長国連邦は、玄米と精米の間の加工係数が考慮されていないことを理由として玄米からの外挿により決定された精米の MRL 原案を留保した。留保理由とされた加工係数が考慮されなかったことについて、JMPR 事務局は、加工係数を決定することはできなかったが、精米の残留レベルは玄米の残留レベルに比べ低くなるため、これらの食品に提案された MRL は適切であると説明した。また、JMPR 事務局は、Dithiocarbamate の定期的再評価が完了し、残留物の定義が決定されたと説明した。

#### Indoxacarb (216)

CCPR は、EU がコンサーンフォームを提出し、2005 年に評価された既存の毒性学的参照値への懸念や、健康への懸念があると思われる代謝物に関するデータが不十分であることを理由に、Indoxacarb の定期的再評価を優先するよう JMPR に要請していることに言及した。これに対して、JMPR 事務局は EU の懸念を認めたが、代謝物が分析法の LOQ を超えて検出さ

れる可能性は低く、そのため健康上の懸念にはつながりそうにないと結論し、定期的再評価の優先順位の見直しに合意しなかった。

CCPRは、ステップ5/8で採択されるよう提案されたすべてのMRL案を進め、関連するCXLとJMPR 2022が勧告した乾燥トウモロコシ飼料のCXLを取り消すことに合意した。

#### Difenoconazole (224)

CCPRは、英語翻訳における誤りがあるため、pencil yam及びpencil yam, driedの品目名をpseudoginseng\*及びpseudoginseng, driedに修正すべきであるという中国の意見に言及した。この品目名の修正に伴い、食品および飼料の分類の改訂に関するEWG議長（米国）により、新しい作物コード（VR 2952及びDV 2952）が提供された。

\* 三七人参。Codex分類上は朝鮮人参を参照する。

#### Acetamiprid (246)

インドはカルダモンのMRLについて以下の通り意見した。「以前、カルダモンに対するAcetamipridの最大残留量は0.1 mg/kgと評価されていたが(JMPR報告書2015、336ページ)、2018年インドはクミンに対するAcetamipridのモニタリングデータを評価のために提出し、JMPRは、クミン中のAcetamipridのMRLを2 mg/kgと定めた(JMPR報告書2019、336ページ)。スパイス（種子）に含まれる作物はいずれも代表作物とみなせるため、JMPRはMRLのスパイス（種子）への外挿に合意し、カルダモンに対するAcetamipridの0.1 mg/kgという以前の勧告を撤回した。しかし、クミンとカルダモンは異なるサブグループに属しており、カルダモンに外挿することはできないため、カルダモンに対して以前に採択されたAcetamipridのCXL(0.1 mg/kg)を再採択するよう要求したい。」

JMPR事務局はこの見解に同意し、CCPRはステップ5/8での採択に向けてカルダモン種子のMRL案を0.1 mg/kgとすることに合意した。

#### Spiromesifen (294)

JMPR事務局は、citrus pulp, dried及び大豆油がデータベースから誤って削除されたため復元する必要があるとあり、ナスはステップ3に進んだものとしてリストに掲載されるべきであると言及した。

#### Pyridate (315)

CCPRは、JMPRが暴露評価のための残留物の定義を確立することができなかったために、いかなるMRLも設定できなかったことに言及した。これに対してJMPR事務局は、将来の評価のために高品質の追加データを提出するようにデータスポンサーに要求した。

#### Mefentrifluconazole (320)

CCPRは、米国がコンサーンフォームを提出し、結球レタスにおける残留濃度が他の種類の葉菜類に比べて極めて低いため、結球レタスを葉菜類（サブグループ）とは別に評価することを要求していることに言及した。EUもまた、短期暴露の観点から、葉菜類（サブグループ）及びアブラナ科葉菜類（サブグループ）に対して設定されたMRLに反対を表明した。

JMPR事務局はこれらの見解に同意し、これらの品目を個別に評価することを勧告した。

CCPRは、葉菜類（サブグループ）に関するMRL案をステップ4に進めるとともに、2023年のJMPR評価の結果を待ってアブラナ科葉菜類（サブグループ）に関するMRL案を撤回することに同意した。

### Tetraniliprole (324)

EUは、家畜由来の食品について、残留物の定義が卵、肝臓、筋肉中でみられる代謝物を含んでいないため不完全であること、OECD MRLカリキュレーターは、木の実のMRLを0.02 mg/kgとより低く算出していること、マンダリン（サブグループ）のMRL案を提案するには作残試験の数が不十分であることを指摘した。

JMPR事務局は、CCPRに対し、木の実のMRL案はOECD MRLカリキュレーターと専門家の判断に基づき、想定される最悪のケースをカバーするために勧告されるものであること、動物性品目については、他の代謝物の頑健な分析用標準がないため、提案する残留物の定義には親化合物しか含まれていないことを説明するとともに、マンダリン（サブグループ）のMRL案に関するEUの立場に同意し、次回会合でデータを再評価する予定であるとした。JMPR事務局はさらに、トマトペーストのMRLは、ウリ科を除く果菜類（グループ）に対して提出されたデータから推定されたものであると説明した。

CCPRは、JMPR2023の評価を待ってマンダリン（サブグループ）のMRL案をステップ4に進め、他のMRL案をステップ5/8での採択に進めることを決定した。

### Benzpyrimoxan (325)

CCPRは、JMPR2022の勧告のとおり、ADIを0-0.1 mg/kg 体重に設定すること及び、水稻での使用に関する一般的考慮事項のために、MRL算出のための評価がされないことに合意した。

### Isoflucypram (330)

CCPRは、ADIとして0-2 mg/kg 体重が設定され、ARfD設定の必要はないとされたこと、また、JMPR2022は暴露評価のための残留物の定義を決定することができなかったため、いかなるMRLも勧告されなかったことに言及した。これに対し、データスポンサーは、JMPR2023の評価のために追加データをすでに提出したことを確認した。

## **議題7 食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂**

「食品及び飼料のコーデックス分類」(CXA 4-1989)は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬のMRLを統一かつ正確に記述するために、CCPRがそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新たな品目の追加のほか、分析部位の定義の確認等が行われている。

今次会合では、以下について、EWG（議長国：米国、共同議長国：オランダ）における検討結果を反映した改訂案が提示され、議論の結果、改訂案が承認された。これにより、2006年来の改訂に関する全ての作業が完結した。

### **議題7a クラスB - 動物由来の一次食品（ステップ4）、クラスE - 動物由来の加工食品（ステップ4）**

クラスBの改訂案には6つのタイプと18のグループが含まれ、両生類・は虫類と無脊椎動物のグループの新設がそれぞれ提案されるとともに、より正確な記述のために、従来使用されてきた家禽類(poultry)の用語に代わりに鳥類(avian)の用語の使用が提案され、各国からの品目の追加や整合性の観点からの軽微な修正意見を反映の上、承認された。

なお、水生動物製品の説明文に関して、我が国が昨年のCCPR53以来削除を提案していた、食品安全や食品の公正な貿易と関係しない鯨類関係の文言（「世界の大多数の国では、海洋ほ乳類の狩猟は議論の的となり、商業捕鯨の禁止が認められている。」等）については、他国から特段の発言がなく、我が国の提案のとおり削除された。

クラスEの提案には4つのタイプと10のグループが含まれ、複数のグループをサブグループに分割すること（乾燥肉と魚製品）や新たな品目の追加が提案され、各国から特段の修正意見はなく、EWGの提案のとおり承認された。

#### 議題7b クラスBとクラスEに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ4）

仮議題7aと整合するように各グループ及びサブグループの代表食品の例が表形式で提案され、今次会合に先立つオンライン会合で提案された、代表食品や外挿される食品に具体的な記載のなかった食品分類への追記の他は各国から特段の修正意見はなく、提案のとおり承認された。

#### 議題7c MRL適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）

各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）については、エクアドルから、本グループに含まれるバナナについて非食用の皮を取り除いた上で分析すること等が提案され、豪州がバナナは皮が付いたまま貿易されるとして反対し、EUは豪州を支持した。エクアドルや特許切れ農薬のメーカーの国際的な団体であるAgroCare Latin Americaは、バナナを皮なしで取引することもあると述べたが、最終的には提案が認められないことを受け容れた。なお、ナイジェリアから、本グループに含まれるマンゴーについて、皮を食べる国もあるとの意見があった（マンゴーの皮はMRL適用及び分析対象に含まれる）。

油糧作物については、豪州から、原則として殻を除かないとの変更の見直し（小さな油糧種子は皮を除去しない前提で、落花生、トウゴマ及び綿実殻を除いたものにMRLを適用し、分析部位とすること）が提案されていたところ、案のとおり承認された。

#### 議題7d MRL適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）のレビュー

本ガイドラインの内容は、食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂により、同分類に含まれることとなるため、本ガイドラインを廃止することがEWGから提案され、各国から特段の意見はなく、廃止が承認された。

#### その他の事項① 絶滅危惧種の保護に関するEU提案

EUは、今次会合に先立つオンライン会合において、CITESの附属書Iに掲載された絶滅危惧種を食品及び飼料のコーデックス分類から削除することを求めたが、この場で議論することではないとして認められなかったため、同分類の前文（Foreword）に、「本分類は、他の分野の国際合意と矛盾することを意図しない。本分類中に国際的に絶滅危惧種として認識された種があったとしても、そのような種からの製品の貿易を促進する試みとして捉えるものではない。」と追記することを妥協案として提案し、スイスが賛同した（なお、EUは具体的な種名を挙げなかったものの、主にクラスBに関するものと発言）。

このEUの提案に対しては、我が国、米国及びNZが、本分類が他の分野での国際合意に影響を与えるものではないのは自明であり、このようなコーデックスのマンデート外の内容の記載を認めるべきではなく、CCPRのような個別の部会で議論すべき性質のものでもないとの懸念を示したため、EUは更なる妥協案として上記提案のうち1文目のみの追記に絞り、絶滅危惧種に触れないことを提案したが、これに対しても米国や中南米諸国（エクアドル、ドミニカ、コスタリカ、ブラジル）及びウガンダが、内容が広く曖昧であり解釈の余地が大きい、CXA 4-1989の前文で言及する内容ではないとして反対し、結果、EUの提案は採用

されず、EUの主張を報告書に明示することとなった。

#### その他の事項② なす類のサブグループへの代表作物の追加に関するEU提案

EUは、議題6の中でのJMPRからの説明を踏まえ、なす類を含むサブグループ12Cの代表作物にスイートペッパー（ピーマン）やチリペッパー（とうがらし）を加え、これらの作物残留のデータをなす類に外挿できるようにすることを提案した。これに対し、米国から、サブグループ12C（なす類）に12A（トマト類）や12B（スイートペッパー、チリペッパー等）の代表作物における残留を根拠として外挿によりMRLを設定できるなら、これらのサブグループを統合できるのではとの指摘があったが、CCPR副議長により今回の提案は代表作物の追加のみであり、分類は変更しないこととされた。また、Global Pulse Confederation（GPC、元豪州代表でMinor Use Foundationの事務局長も務めるAlan Norden氏が出席）から、今回の代表作物の追加により、これまでにトマトやスイートペッパーにCXLが設定された農薬について、なす類へ外挿してCXLを設定できるか検討すべきではないかとの意見があったが、CCPR副議長からJMPRの評価を受けずにそのようなCXLの外挿はできないとの返答があった。ただし、GPCは当該提案について討議文書を作成し、次回会合に提出することとなった。

#### その他の事項③ JMPRに提出されたデータと整合させるための三七人參等の作物の追加

議題6においてJMPRへの作物残留のデータ提出時に作物名の英訳に誤りがあったことが判明したことに伴い、食品分類に三七人參（Pseudoginseng）等の正しい名称で作物を追加する所要の修正を行うこととなった。

#### 議題8 CCPRと食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会 - 作業の状況

第44回CAC（2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討してきたところ、その結果を踏まえたCCPR/CCRVDFとJECFA/JMPRとの連携等に関する合同EWGからの5つの勧告について、本年2月に開催されたCCRVDF第26回会合において修正された案の説明が合同EWG議長国の米国からなされ、これを承認するかどうか議論が行われた。

コスタリカ、チリ及びCLIから支持が示され、CLIからのJECFAとJMPRでデータを共有するときはそれぞれへの提出についてメーカーから明示的な同意を得るべきとの意見については、WHOのJMPR事務局から手続上そのような運用を考えているとの回答があった。

結果、5つの勧告についてはCCRVDF第26回会合で修正された案が承認され、引き続き、両方の用途で使用される物質の特定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の作業や、食品分類に不整合がある場合の作業を担う主体として合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ）を再設置することを、第46回CAC（2023年）に報告することとされた。

#### 議題9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

CCPR第51回会合（2019年）において、MRLの定期的な再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合についての議論を行い、このうち健康への懸念が特定されていない農薬については、多くの発展途上国は、JMPRで評価されなくとも、どこかの国で農薬登録があれば、CXLを維持すべきとの意見を支持した。他方、我が国を含む先進国は、現在の科学の水準からみて依然懸念がないとは言い切れないことから、現行

のルール（four-year ルール）を支持した。この点について、EWG（議長国：チリ、共同議長国：豪州、インド及びケニア）で検討が行われた結果、今次会合では、EWGからの提案として、今後はfour-year ルールに沿って取扱うとともに会合毎にEWGを設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと、データ提出の支援のためCodex事務局を始め関係機関がどのような役割を果たすべきかといった点についてまとめた文書が提出され、これについて議論が行われた。

EWGの提案に対して、チリ、タイ及びAgroCare Latin Americaが支持を表明し、議題11で特定されたサポートがされていない化合物のMRLに対する各国の関心その他の情報等を取りまとめて次回会合に報告するEWG（議長国：チリ、共同議長国：エクアドル、インド及びケニア）を設置することを第46回CAC（2023年）に報告することとされた。なお、コーデックス事務局より、これら化合物の管理についてはCCPRの内部手続と位置付け、当面はコーデックス手続きマニュアルには記載せず柔軟に運用すること、データ提出の支援のための関係機関の役割についてはコーデックスのウェブサイト情報提供文書として掲載することとしたいとの意見があった。

### **議題10 各国の農薬登録の情報**

EWG議長国のドイツより、数十種類の農薬について、8月末までに各国の農薬登録情報の調査を掛けていること、年末を締切として次の調査を掛ける予定であることの説明があり、各国の調査への協力が改めて要請された。

### **議題11 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定**

EWG（議長国：豪州）が作成した、2024年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先度リストについて議論が行われた。

EUから、本来であれば2022年に予定されていたDithiocarbamates（105）の定期的再評価を早く進めるべきとの意見があり、CLIからは完全に揃ったデータが本年の年末にも提出可能との情報が寄せられた。これに対し、JMPR事務局からは、データの量が膨大であり2024年のJMPRで再評価を行うことは困難だが、一般的検討事項の中で一定の考察を行うことは可能との意見があった。

CCPRの前回会合において、サポートがないため一旦全てのCXLが廃止されたChlorpyrifos（017）については、同会合において2024年の定期的再評価に向けたサポートを表明したAgroCareが、今次会合においてサポートを撤回したことが報告された。他方、インドが、同国内メーカーがサポートの意思を示していると紹介し、インド政府が当該メーカーに改めて意思確認を行うこととされた。

スペインから、2-Phenylphenol（056）についてスペイン政府機関がサポートする者の欄に記載されているが、データを提出すべきなのはメーカーなので削除した上で2025年に定期的再評価を行って欲しいとの意見があった。

インドから、Azoxystrobin（229）、Tebuconazole（189）及びThiamethoxam（245）について、クミンにおける残留物のモニタリングデータを提出しているため定期的再評価時に考慮して欲しいとの意見があり、Thiamethoxamについては本年のJMPRに間に合わせる事が確認された。

EUから、議題6において提出されたデータが不十分でJMPRがMRLを勧告できなかった農薬がいくつかあったことを踏まえ、JMPRの限られたリソースを有効に使うため、予め評価に必要なデータが揃っているか確認すべきとの意見があり、FAOのJMPR事務局が賛同した。ただし、そのための具体的な方策は今後検討することとされた。

EWG議長から、本優先度リストでサポートされていないことが特定された6農薬



(Amitraz (122)、Bitertanol (144)、Dinocap (087)、Fenthion (039)、Methamidophos (100)及びParathion-methyl (059))について、議題9のEWGで管理して結果を次回会合に報告すべきとの意見があった。

ウガンダから、サポートがされないままのAmitraz (122)については、動物用医薬品の用途がありCCRVDでも関心があるとの紹介があった。

EUから、Phosmet (103)についてARfD超過の観点からの健康への懸念をコンサーンフォームとして提出しており、2024年のJMPRによる評価を要望する旨の意見があり、WHOのJMPR事務局から、当該コンサーンフォームはまずは本年9月のJMPRで考慮されるとの返答があった。

本年4月に開催されたCCCF第16回会合から意見を求められているエチレンオキシドについては、インドネシア及びインドが貿易上の支障となっているので早期にMRLを設定して欲しいと要望し、CLI及び豪州は各国で農薬としての登録があるかよく確認すべきと意見を述べた。コーデックス事務局は、食品産業の設備の消毒にも用いられる可能性があり、くん蒸剤が直ちに農薬の定義に当てはまるわけではないと指摘したが、EU、豪州等は、くん蒸用の農薬としての用途がどこかの国で存在するのであれば（実際、インドや米国でくん蒸用の農薬として登録がある模様）、CCPRやJMPRの関与を妨げるものではないと主張した。FAO及びWHOのJMPR事務局から、手続としてJMPRで議論するのであれば優先度リストに載せるか特別の評価要請が必要であること、評価には農薬としての使用方法や毒性及び作物残留のデータが必要となること、これらを踏まえれば残留農薬としての評価についての結論を待たず、まずはJECFAが先行して評価を行い、追って必要に応じて残留農薬としての評価との調整を図れば良いとの指摘があり、結果、以上の議論をCCCFに報告することとされた。

以上の議論の上、優先度リストを第46回CAC (2023年) に送付するとともに、EWG (議長国：豪州) を再設置することが承認された。

## **議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング**

CCPR第51回会合 (2019年) において、CRMが農薬残留物の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、特に途上国にとって新たにCRMを入手するのは困難であること、適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことを踏まえ、インドとアルゼンチンにより長期保管された標準物質 (CRMを含む。) の有効活用に資する新規作業が提案された。その後設置されたEWG (議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン及びイラン) において、(a) 有効期限が切れたCRMや複数の農薬を含む分析用標準溶液の純度や安定性のモニタリングに関する調和されたガイドライン及び分析手順の作成、(b) 有効期限が切れたCRMや標準溶液を使用して認証された分析を行うための規準の作成に関する論点整理を行い、今次会合ではEWGからの提案に基づき、ガイダンスの策定等に向けて新規作業を開始することについて議論が行われた。

会期中作業部会においては、サウジアラビア、ジャマイカ、シンガポール、カタール及びチリから新規作業への支持が表明され、新規作業の提案文書について文言の明確化等の観点から修正が行われた。また、中国から、必要に応じてコーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) にも意見を聴くべきとの意見 (我が国の従来主張に沿った内容) があった。

これらを踏まえた本会合では、EU及びシンガポールから文言統一の観点から軽微な修正意見があった他は各国から特段の意見はなく、EWG (議長国：インド、共同議長国：ア

ルゼンチン及びシンガポール) を再設置して新規作業として次回会合に向けて検討を進めることを第46回CAC (2023年) に報告することとされた。

### **議題13 CCPRとJMPRの手續強化**

CCPR第53回会合 (2022年) において、近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農業に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなったこと等によりJMPRの成果が少なくなっていることを踏まえ、CLIからの提案に基づき、EWG (議長国:米国、共同議長国:コスタリカ、フランス、ドイツ及びウガンダ) が設置された。今次会合では、EWGの検討結果を取りまとめてJMPRに送付すべく、手續強化や大規模な構造改革のための論点整理について議論が行われた。

会期中作業部会においては、CLIが議論に資するため本年2月と3月に開催したオンラインでのワークショップにおいて、CCPRやJMPRにおいて引き続き手續強化の方策を検討することの重要性の指摘や、政府関係者等からJMPRへのデータ提出に当たりメーカーから手数料を徴収することについて検討することの提案があったことが報告された。

これらを踏まえた本会合では、CLI及びインドより着実に検討を続けることへの支持が表明され、今次会合の取りまとめを本年のJMPRに送付するとともに、EWG (議長国:米国、共同議長国:コスタリカ及びウガンダ) を再設置して今後の工程表や時間割の検討を継続することを第46回CAC (2023年) に報告することとされた。

### **議題14 その他の事項**

特段、追加の作業は生じなかった。

### **議題15 次回会合の日程及び開催地**

CCPR第55回会合は、2024年に中国で開催を予定しているが、具体的な日程及び開催地 (北京以外の予定) は検討中であり、2024年初めにアナウンスされるとの説明があった。

残留農薬部会（CCPR）の今後の作業

責任部局	目的	事項	ステップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・採択	CCPRにより採択することが提案された農薬/作物ごとのMRL	5/8
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・廃止	CCPRにより廃止することが提案された農薬/作物ごとのCXL	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・取下げ	CCPRにより手続から取り下げられた農薬/作物ごとのMRL	4 7
<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年JMPR</li> <li>加盟国</li> <li>第55回CCPR</li> </ul>	検討・アクション	JMPRからの更なる評価を待ちCCPRにより維持された農薬/作物ごとのMRL	4 7
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・採択	ペッパー類のグループ/サブグループのCXLの一連の修正：オクラ、マルティニア及びローゼルのMRL	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・採択	食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂及びMRLの外挿のための代表食品選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84-2012）の付随する修正	5/8
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・採択	食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の一連の修正：MRL適用及び分析部位	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・採択	三七人参等の作物の追加及びなす類のサブグループへの代表作物の追加	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> </ul>	点検・廃止	MRL適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>GPCのオブザーバー</li> <li>第55回CCPR</li> </ul>	開発・議論・アクション	なす類のサブグループへの代表作物の追加に伴い、トマトやスイートペッパーのCXLをなす類へ外挿可能かどうかに関する討議文書	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第46回総会</li> <li>CCPR/CCRVDV合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ）</li> <li>第55回CCPR</li> <li>第27回CCRVDV</li> </ul>	情報・議論・検討・アクション	CCPRとCCRVDV間の作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和のとれた/単一のMRL設定（付託事項及び将来の作業）	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> <li>EWG（議長国：チリ、共同議長国：エクアドル、インド及びケニア）</li> <li>第55回CCPR</li> </ul>	<p>情報・議論・検討・アクション</p>	<p>健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理（内部手続）</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> <li>コーデックス事務局</li> </ul>	<p>情報・アクション</p>	<p>健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理のためのデータ提出の支援に関する機関の役割（情報提供文書）</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>EWG（議長国：ドイツ、共同議長国：豪州）</li> <li>第55回CCPR</li> </ul>	<p>議論・検討・アクション</p>	<p>定期的再評価のスケジュール作成に資するための各国の農薬登録の情報</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> <li>EWG（議長国：豪州）</li> </ul>	<p>点検・承認</p>	<p>JMPRに評価を依頼する農薬の優先度リスト</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第17回CCCF</li> </ul>	<p>議論・アクション</p>	<p>エチレンオキシドのMRLの設定</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>第85回CCEXEC</li> <li>第46回CAC</li> <li>EWG（議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン及びシンガポール）</li> </ul>	<p>点検・承認・議論・検討・アクション</p>	<p>長期保存における農薬の認証標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングのためのガイダンス開発に係る新規作業提案（作業文書）</p>	---
<ul style="list-style-type: none"> <li>JMPR</li> <li>EWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ及びウガンダ）</li> <li>第55回CCPR</li> </ul>	<p>議論・検討・アクション</p>	<p>CCPRとJMPRの手続強化：機会、課題及び次の段階に関する勧告</p>	---

# 第54回残留農薬部会（CCPR54）

2023/06/26～07/01  
北京（中国）

Codex連絡協議会  
2023/11/15



## CCPR54の議題（1）

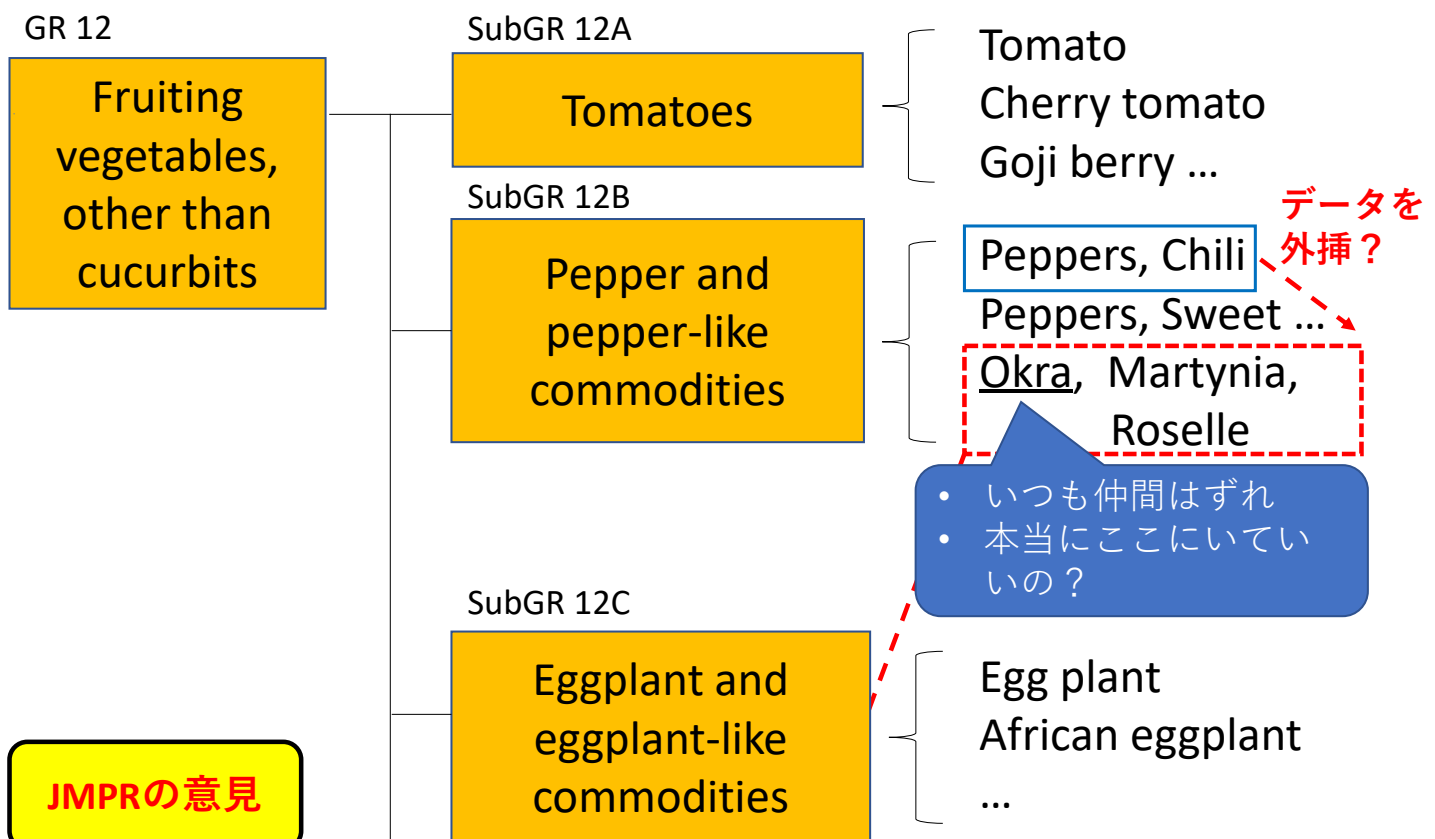
- 議題1 議題の採択
- 議題2 報告者の選任
- 議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 議題4(a) FAO/WHOからの関心事項
- 議題4(b) その他国際機関からの関心事項
- 議題5(a) 2022年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- 議題5(b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2022年JMPRの回答
- 議題6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- 議題7 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂
  - 議題7(a) クラスB - 動物由来の一次食品（ステップ4）  
クラスE - 動物由来の加工食品（ステップ4）
  - 議題7(b) クラスBとクラスEに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ4）
  - 議題7(c) MRL適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）
  - 議題7(d) MRL適用及び分析部位のガイドラインのレビュー

# CCPR54の議題（2）

- 議題8 CCPRとCCRVDVにおける作業の調整  
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDVの合同作業部会 - 作業の状況
- 議題9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- 議題10 各国の農薬登録の情報
- 議題11 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
- 議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング
- 議題13 CCPRとJMPRの手続強化
- 議題14 その他の事項
- 議題15 次回会合の日程及び開催地
- 議題16 報告書の採択

3

## 議題5 (a)2022年JMPRにおける一般的検討事項の報告 ～オクラのMRL設定～



-- SubGR 12Dを新設?

22

4



- アフリカ諸国（ウガンダ、ケニア、ベニン及びセネガル）並びにタイ及びインドが、「オクラにCXLを設定することは貿易上重要であり、現在のグループを維持したままチリペッパーのデータの外挿を認めるべき」と主張。

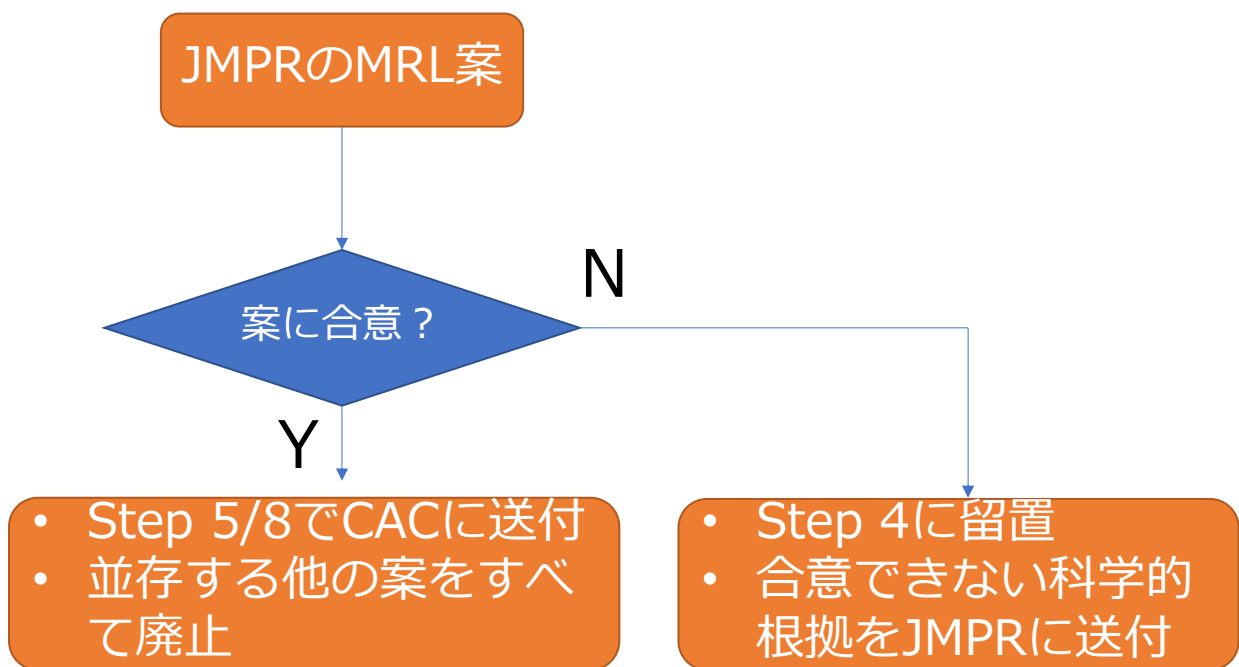


リスク管理機関であるCCPRの判断として、以下を決定。

- 現時点ではマルティニア及びローゼルとともにオクラを含むサブグループ12Bの分類や代表作物はそのままとし、オクラには当該サブグループのCXLを適用する。
- チリペッパーとオクラを隣接ほ場において同条件で農薬処理する試験等で、作物残留の外挿可能性の検討に資するデータを各国から収集し、その結果に基づき再検討する。

5

## 議題6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）



- 今次会合では、39農薬についてMRL案等の検討を実施。
  - このうち、30農薬についてMRL案に合意、CACに送付。
  - 2農薬（Diazinon, Methidathion）に関する全CXLsの廃止に合意

議題7(a) クラスB - 動物由来の一次食品 (ステップ4)  
クラスE - 動物由来の加工食品 (ステップ4)

- クラスBについては、両生類・は虫類と無脊椎動物のグループをそれぞれ新設。
- また、従来使用されてきた家禽類(poultry)の用語に代わりに鳥類(avian)の用語を使用。
- なお、食品群の説明文では食品の特徴や残留の傾向などの説明が記されるが、クラスBの説明文においては、食品安全や食品の公正な貿易と関係しない鯨類関係の文言が書かれていたため、CCPR53に続いて我が国から削除意見を出し、我が国の主張どおり当該文言は削除。
- クラスEについては、複数のグループをサブグループに分割(乾燥肉と魚製品)するとともに、新たな品目を追加。



2006年からの「食品及び飼料のコーデックス分類」  
(CXA 4-1989) の改訂作業がCCPR54で終了！

7

議題7(c) MRL適用及び分析部位 (各種熱帯及び亜熱帯  
果物 (皮は非食用) 及び油糧作物)

- 各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) については、エクアドルから、非食用の皮を取り除いた上で分析すること等が提案されていたが、豪州等が反対。



→ エクアドルの提案は各国の賛同が得られず、却下。

- 油糧作物については、豪州から、原則として殻を除かないとの変更を見直すべきことが提案。



→ 豪州の提案は、小さな油糧種子は皮を除去しないという方針の下、反映。





### 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況

- 調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討。



- CCPR/CCRVDFとJECFA/JMPRとの連携、合同EWGへの支援の継続、調和のとれたMRL設定のための手続等に関する合同EWGからの5つの勧告について、CCRVDF26（本年2月に開催）の修正を受け容れた上で承認。

9

## 議題9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理



- 今次会合では、
  - ① 今後はfour-year ルール(\*)に沿って取扱うとともに、
  - ② 会合毎に電子的作業部会（EWG）を設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと、
  - ③ データ提出の支援のためCodex事務局を始め関係機関がどのような役割を果たすべきかといった点についてまとめた文書が提出され、議論。

〔(\*)CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを取消すという現行のルール。〕



- 結果、①②③ともに所要の修正を経て承認。
- サポートがされていない化合物のMRLに対する各国の関心その他の情報等を管理するEWGを設置。
- ②については、CCPRの内部手続と位置付け。
- ③については、Codexのウェブサイト情報提供文書として掲載。

## 議題11 農薬のコーデックススケジュールと優先度リストの策定

- CXL策定に向けてJMPRでリスク評価を実施する農薬のリストの作成、メンテナンスを実施。
- 今後、CXLの設定を希望する場合には、まずここでリストに入ることが重要。



- 本優先度リストでサポートされていないことが特定された6農薬について、議題9のEWGで管理して結果を次回会合に報告することとされた。
- CCCF16から、くん蒸用の農薬としても使われるエチレンオキシドについて意見照会があり、まずはJECFAが先行して(汚染物質として)評価を行い、追って必要に応じて残留農薬としての評価との調整を図れば良いと意見。

11

## 議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング

- 農薬残留物を分析する際に使用するCRM等の標準物質は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
  - ①非常に高価で、途上国では入手が困難であること
  - ②適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、長期保管された標準物質の有効活用に資する新規作業が提案されていた。
- 当該提案はCCPR53でも議論され、我が国からは、分析・サンプリング法部会(CCMAS)でも検討すべきこと、CRMの有効期限が守られなければ、もはや分析値が認証されているとは言えない旨を主張。



- 今次会合において、長期保管された標準物質の純度の安定性のモニタリングに関するガイダンスの作成について、新規作業として承認(そのためのEWGを再設置)。



- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりJMPRの成果が少なくなっている。
- 今次会合では、EWGの検討結果を踏まえ、同検討結果をJMPRに送付して、JMPRとして手続を強化するための優先事項やCCPRの協力が必要な分野を次回会合までに報告してもらい、次回会合以降に手続強化や大規模な構造改革のための工程表や時間割等を検討することが提案されていた。



- 今次会合の取りまとめを本年のJMPRに送付するとともに、EWGを再設置して今後の工程表や時間割の検討を継続することを承認。

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 33 回一般原則部会

日時：2023 年 10 月 2 日（月）～6 日（金）

開催地：ボルドー（フランス）

### 議題

1	議題の採択
2	総会及び部会からの付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	コーデックス手続きマニュアル：新しい様式に関するプレゼンテーション及び変更点に関する所見
5	コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新の提案
6	コーデックス総会の会合に関する手続きルールのレビューと修正の可能性
7	コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加の原則のレビューと修正の可能性
8	その他の事項
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

## FAO / WHO 合同食品規格計画 第 33 回一般原則部会 (CCGP) 報告書

1. 開催日・場所：2023 年 10 月 2 日（月）～6 日（金）  
ボルドー（フランス）

### 2. 参加国及び国際機関

50 加盟国、1 加盟機関（EU）、7 オブザーバー機関

### 3. 我が国からの出席者

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係員	太田 千晴
厚生労働省	健康・生活衛生局	参与	三浦 公嗣
厚生労働省	健康・生活衛生局	食品基準審査課	瀧村 佳代
		国際食品室 室長	
厚生労働省	健康・生活衛生局	食品基準審査課	佐々木 佳名子
		国際食品室 室長補佐	
（テクニカルアドバイザー）			
東京大学	公共政策大学院		松尾 真紀子
			特任准教授

### 4. 概要

#### 議題 1. 議題の採択

- ・ 今次会合の議題は仮議題のとおり採択された。
- ・ 以下の討議文書を議題 8「その他の議題」で議論することに合意した。
  - ・ コーデックス規格とガイドラインの使用を促進するための実用的なツールキット（英国からの提案）
  - ・ 執行委員会に部会の議長をオブザーバーとして招聘するための手続きルールの見直し（中国からの提案）
- ・ 議題 5「コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新の提案」について、議長の提案により、必要な場合は会期中作業部会を開催し、検討することに合意した。
- ・ 今次会合の作業文書の英語版以外の言語の公表が会合直前であったことについて、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整国（CCLAC）議長国（エクアドル）から、対応方針の検討が難航した旨懸念が表明されるとともに、手続きマニュアルに記載されているとおり会合の遅くとも 2 か月前には全ての言語版を公表してほしい旨要請があった。

## 議題 2. 総会及び部会からの付託事項

(議論)

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項について、コーデックス事務局から作業文書に沿って情報提供された。CCGP に検討を求められている事項については、議題 5、6 及び 7 において議論されることが報告された。加盟国から主に以下の意見が出された。

- ・ 執行委員会での「コーデックスの将来」の議論に関し、コーデックスの将来の作業モデルに関する非公式コンサルテーションの手段の 1 つとして、今次会合のサイドイベント（将来のコーデックス作業モデル）の開催に感謝。様々な会合形式を検討することは重要。対面会議のバーチャル参加者が増えており、ガイダンスを再検討すべき。（スペイン（EU 加盟国代表））
- ・ 第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）からコーデックス事務局に作成を要請している新規作業提案のための優先順位付けメカニズムに関する作業により、更なる検討のためのギャップや不一致が特定される可能性があるが、手続きに関する問題は CCGP のマニフェストであり、次回会合でさらに議論することを期待。包括的な文書の作成を支援する用意がある。（スペイン（EU 加盟国代表）、ノルウェー）
- ・ コーデックス事務局が作成中の電子的作業部会（EWG）のハンドブックがいつ公表されるか確認したい。手続きマニュアル中の EWG 及び物理的作業部会（PWG）に関するガイドラインはもはや現在の作業慣行にあっておらず、時代遅れ。ハンドブックが公表されたら、CCGP がガイドラインの全面的な見直しを行う必要。（スペイン（EU 加盟国代表））
- ・ 執行委員会での「コーデックスの将来」の議論に関し、コーデックスが新たな課題に適応できる必要があることを認識する必要があるが、他の国際機関のマニフェストと重複を避け、コーデックス憲章から逸脱しないことが重要。新たな食料源と生産システム（NFPS）に関する新規作業提案は、コーデックスの既存の仕組みと手続きにおいて十分対応可能。（ブラジル）
- ・ 欧州地域調整部会（CCEURO）の懸念について共有したい。CCGP に関連する作業について、部会間の作業量のバランスをとる必要。執行委員会は限定的なメンバーのみ参加可能であり、議論も公開されない。議論をウェブで公開すべき。執行委員会の作業量の多さと作業文書公表の遅れとも相まって、地域調整国は執行委員会前の地域内での意見聴取等、議論の準備が困難になっている。手続きに関する作業は CCGP が担うべき。CCGP での将来の作業を歓迎。（ドイツ（CCEURO 議長国）、ノルウェー）
- ・ コーデックス事務局が作成している新規作業提案に関する作業及び EWG のハンドブックの完成に期待。現時点で次回会合での議題と決定するのは時期尚早。執行委員会には適切な世界の代表が参加している。（米国、カナダ、日本、ブラジル、豪州）
- ・ FAO 及び WHO の地域事務所を通して、コーデックスの手続きに関する理解を深めるための能力支援の機会を提供する必要がある。（米国）

加盟国からの意見に関し、コーデックス事務局から、以下の回答があった。

- ・ 新規作業提案のための優先順位付けメカニズムに関する作業及び代表団向けハンドブックの作成は 2024 年のコーデックス事務局の作業計画に含まれている。
- ・ EWG ハンドブックは 2023 年末までの公表を目指している。
- ・ 作業文書の公表の遅れはコーデックス事務局の過密スケジュールと予測していなかった人事の変更が要因。効率性を拡大するために、「コーデックスの将来」の議論において会合スケジュールや新しい技術の役割等についてさらに検討することが可能。

### 議題 3. 一般原則部会 (CCGP) の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

(議論)

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について、FAO 及び WHO から作業文書に沿って情報提供があった。加盟国から、コーデックス e ラーニングコース（日本から FAO への拠出金事業（包括的 SPS 関連対策事業）を活用して開発）、コーデックス信託基金 (CTF) 等の FAO 及び WHO によるコーデックス関連の能力支援プログラム、FAO 及び WHO による科学的助言プログラム、国連食料システムサミット等への感謝が表明された。また主に以下の意見が出された。

- ・ コーデックス e ラーニングコース：
  - 開発作業を行った FAO に感謝。コーデックスについて詳細に学ぶことのできるコース設定で、コーデックスに関与することになったばかりの者も経験豊富な者にも役立つ内容であり、積極的に受講を促してほしい。(日本)
  - 内容の更新や新たなコースの開発により、コーデックスの作業に関連するトピックを追加していくことが重要。コース参加者へのフィードバックの機会を提供してほしい。(ニュージーランド)
  - 英語以外の言語でも受講できるようにしてほしい。(ホンジュラス等) (→FAO から、コース 2~4 についてもフランス語、スペイン語でも公表予定との回答があった)
- ・ CTF：
  - 対象国のコーデックス活動への効果的な参加を支援し、食品安全活動全般を強化するための貴重な手段。アフリカ地域の能力開発に貢献。(ガンビア等)
  - 中間評価の結果の実施は、CTF を改善するための重要なステップ。(ホンジュラス)
  - 対象国が将来的に基金からの更なる支援を期待できるかどうかに関する情報を要請したい。(ホンジュラス)
- ・ FAO/WHO 科学的助言プログラム：
  - 会合の現地開催の再開を喜んでいる。科学的助言はコーデックスの基準策定作業の基礎となるものであり、FAO 及び WHO の尽力と、参加している専門家の

貢献に感謝。(日本)

- 日本の発言を支持。科学的助言の時宜にかなった提供が重要。FAO 及び WHO において引き続き重要な議題として含めてほしい。特に WHO の持続可能な資金メカニズムが必要。(カナダ、米国) (→本議題の結論に、今次会合から両機関に対し、持続可能な資金確保のための努力の継続を要請した旨含まれた。)

本年 9 月のコーデックス事務局長の離任に関連し、スペイン (EU 加盟国代表) から、コーデックス事務局の組織再編、特に新事務局長の任命手順に関する情報提供の要請があった。また、コーデックス事務局の独立性及び予算について、懸念が表明された。FAO から、FAO 事務局長は、コーデックスを FAO の活動のより中心に位置づけるビジョンを持っており、このビジョンの実現のため、FAO 事務局長が調整した FAO 事業予算計画は 2023 年 11 月に開催される第 137 回計画委員会で議論され、12 月の第 174 回 FAO 理事会で確定する旨、またコーデックス事務局の独立性及び予算配分が変更される予定はない旨回答があった。次のコーデックス事務局長のポストに関し、現在公募期間中であり (10 月 13 日まで)、選考は FAO の方針と選出手順に従って行い、WHO も関与する旨回答があった。

#### 議題 4. コーデックス手続きマニュアル：新しい様式に関するプレゼンテーション及び変更点に関する所見

(経緯)

2023 年春に手続きマニュアルの第 28 版が公表された。更新のポイントは以下のとおり。

- ・ 新しいレイアウトに変更
- ・ 最近の総会で承認された手続きマニュアルの修正／新たなガイダンスが収載された (例：Committees working by correspondence に関する手続きガイダンス、動物用医薬品 MRL の外挿に関するアプローチ、個別食品規格の様式(卸売用食品の表示))
- ・ 使用されている用語の整合を図り、スペルや文法、大文字表記、参照文書の表記を FAO の編集スタイルにあわせた
- ・ 「序文」が収載され、第 27 版からの主要な更新箇所が記載された (今後発行される全ての版に、このような「序文」が収載される予定)

今次会合では、コーデックス事務局からの第 28 版の変更点に関する説明後、意見交換が行われた。

この他、手続きマニュアルのレビューを通して、冗長な用語が使用されていたり、現在の慣行と一致しない内容が含まれていたりする等、改善が必要な箇所が確認されている。今次会合では、コーデックス事務局が今後これらの変更作業を行う場合、どのように進めていくかや、現在の慣行と整合性がとれた手続きマニュアルとするために他に更新が必要な箇所があるか等について、議論された。なお、第 32 回 CCGP (2021 年) で合意した手続きマニュアルのデジタル版の開発は、この変更作業の後に行われる予定。

(議論)



主な議論は以下のとおり。

- 手続きマニュアルの翻訳版
  - フランス語圏、スペイン語圏の加盟国から、コーデックス事務局に、手続きマニュアルの翻訳に疑義のある箇所があるため、改善してほしい旨要請があった。コーデックス事務局から、翻訳に関する意見はいつでも歓迎する、提出された意見は FAO の翻訳ユニットにおいて対応する旨回答があった。
  - コーデックス事務局から、手続きマニュアルの全ての旧版をコーデックスのウェブサイトに掲載する作業を進めており、アラビア語、中国語、ロシア語も含め全ての言語版がすぐに利用できるようになる旨説明があった。サウジアラビア（近東地域調整国（CCNE）議長国）から、あらゆる地域の加盟国がコーデックスの作業に十分に対応できるように、この作業を迅速に行ってほしい旨要請があった。
- 手続きマニュアルのデジタル版
  - 多くの加盟国がデジタル版の開発を支持した。
- 手続きマニュアルから削除される章
  - コーデックス事務局から、6 章（加盟国）の「コーデックス委員会の加盟国リスト」を削除し、コーデックスのウェブサイトに掲載すること、手続きマニュアルにはウェブサイトの URL を掲載することが提案された。これにより、手続きマニュアルの新版を発行することなくリストの更新が可能となる旨説明があった。多くの加盟国がこの提案を支持した。
  - 5 章（部会一覧）の削除も提案されていたが、各部会の TOR を含み、重要な情報であり残してほしいとの意見が出されたため、削除せず、残すことになった。
- 手続きマニュアルの第 28 版
  - 多くの加盟国から手続きマニュアルの新しいレイアウトを評価する意見が出された。
  - 第 28 版あるいは将来の新版において、より大きなフォントを使用してほしい（日本）、ハイパーリンクのエラーやページ番号の誤記等がある、章及び見出し毎に必要な応じて採択年及び修正年を追加してほしい等の意見が出された。コーデックス事務局から、ハイパーリンクのエラーや誤記等については第 28 版で対応する旨回答があった。また、総会の組織図をコーデックスのウェブサイトにも掲載してほしいとの要請があり、コーデックス事務局から対応する旨発言があった。
- 手続きマニュアルのパラグラフ番号
  - 各章の段落に連番が振られていることに関し、段落が変更、追加、または削除された際、章全体に番号を振り直す必要があるが、段落番号を相互に引用している場合もあり、手続きマニュアルのユーザーへの影響を最小限に抑えるため、全体に番号を振り直すことを避ける方法を検討すべきではないかとの意見が出された。

- ・ 手続きマニュアルの印刷可能な仕様
  - 日本を含め、多くの加盟国から、印刷版は読みやすく、今後も印刷可能な仕様を提供してほしい旨要請があった。
- ・ 作業文書付属書Ⅱ（手続きマニュアル中の現代の科学技術及び現在の慣行と一致しない箇所の変更例）
  - コーデックス事務局から、付属書Ⅱの内容は、手続きマニュアルの全体的な改善に貢献する可能性のある変更案のリストであるが、編集上の変更を超えるため、CCGP に提示した旨説明があった。また、今後更なる変更がある場合には、改めて CCGP に提出する旨説明があった。
  - 手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）及び 3 章以外の箇所の更なるレビューの必要性について議論になった。EWG を設置して検討する提案や次回部会の常設議題とする提案が出されたが、総会からの付託が必要との意見が出された。議論の結果、部会ホスト国に更新箇所の特定を依頼すること、加盟国への意見照会を行うこと、次回会合前に PWG を開催する可能性があること、第 46 回総会に CCGP への作業の付託を勧告すること等に合意した。
  - 作業文書付属書Ⅱのリストを一つ一つ確認し、追加・修正が行われ、合意した変更案（報告書付属書Ⅱ）は第 46 回総会に承認を求めることになった。

#### （結論）

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 手続きマニュアルの新しい様式について、コーデックス事務局を賞賛し、現行版の翻訳に関する提案と、将来の版の様式に関する提案（印刷可能な仕様の利用可能性も含む）を考慮するよう要請した。
- ・ コーデックス事務局に、手続きマニュアルの完全デジタル版の実現に向けて取組むよう、また、手続きマニュアルの更なる変更の可能性について、加盟国による検討のため、CCGP への報告を継続することを奨励した。
- ・ 第 46 回総会に、以下の承認を勧告した。
  - 手続きマニュアルから 6 章（加盟国）の「コーデックス委員会の加盟国リスト」を削除し、コーデックスのウェブサイトに掲載。手続きマニュアルにはウェブサイトの URL を掲載。
  - 今次会合で合意した手続きマニュアルの変更（報告書付属書Ⅱ）。
- ・ 手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）に関し、
  - 部会ホスト国に、現在の慣行を踏まえ、更新すべき箇所を特定するよう依頼。
  - コーデックス事務局に、更新案に関する加盟国への意見照会のため、回付文書を発行するよう要請。
  - 第 46 回総会に、この作業を CCGP に付託するよう勧告。
- ・ 第 46 回総会に、手続きマニュアルの 3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討す

るため、加盟国への意見照会の回付文書の発行の承認を要請した。

- ・ 3章（部会のガイドライン）の更新案や提出された意見、コーデックス事務局が特定したその他の箇所の更新案について、次回会合で議論するための改定案を用意するため、米国を議長、フランスを共同議長とする PWG を次回会合の直前に開催する可能性を確認した。

## 議題 5. コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新の提案

（経緯）

CCGP の第 31 回会合（2019 年）<sup>1</sup>及び第 32 回会合（2021 年）<sup>2</sup>の結果を受けて、第 45 回総会（2022 年）において、コーデックス文書の改定 (revision)、修辞上あるいは実質的な修正 (editorial and substantive amendment)、及び訂正 (correction) の定義の明確化、またこれらの手続きを定めた、手続きマニュアル 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）中の Part7「コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続き指針」

（以下、ガイド）の改良の必要性等について議論された。コーデックス事務局から、FAO の出版部門とともに FAO の出版物や他の国際基準設定機関がどのように文書の変更や更新を定義しているかについて予備調査を行った結果について説明があり、コーデックスでは一般的に改定 (revision) は修正 (amendment) よりも大幅な実質的な文書の変更を示すが、変更箇所のボリュームや新しい内容の追加の観点での説明がガイドには含まれていないことがわかったため、これらの明確な規準を設ける必要があること、コーデックス事務局が修正 (amendment)、改定 (revision)、新版 (new edition) に関する明確な規準やガイドの更新案に関する文書を用意し、CCGP で検討することが提案された。事務局案に特に異論は出ず、総会は第 33 回 CCGP で本件について議論することに合意した。

コーデックス事務局から今次部会に提出された作業文書では、歴史的にコーデックス文書の改定 (revision) と修正 (amendment) がどのように取り扱われてきたかについて、FAO コミュニケーションオフィスの出版部門 (OCCP) と調査した結果、両者の区分に一貫性がない、ステッププロセスの省略の決定に一貫性がない、変更箇所が不明確等の問題点が明らかになったこと、また文書の変更に関し、コーデックスで採用されている分類は、FAO や国際標準化機構 (ISO) の分類と異なること等が明らかになった。そこで、改定と修正の取り扱いについてのコーデックス文書間の一貫性、重要性の階層のわかりやすさ、FAO 及び ISO の現在の慣行との整合性の観点から、以下の変更が提案された。今次会合では、これらの提案について、議論された。

- 3つの分類 (correction、amendment、new edition) を設定
  - ・ correction (訂正)：主に編集上の修正。従来の軽微な修正が該当。ステップ 1-7 は省略。
  - ・ amendment (修正)：規格の既存の情報の更新。従来の amendment と一部の revision

<sup>1</sup> 第 86 回コーデックス連絡協議会資料 [https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki\\_jun/codex/attach/pdf/86-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/86-1.pdf)

<sup>2</sup> 第 94 回コーデックス連絡協議会資料 [https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki\\_jun/codex/attach/pdf/94-2.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/94-2.pdf)

が該当。変更点に関する説明が必要。ステップ 8 での採択を総会に諮る。

- **new edition** (新版) : 規格の内容の更新のうち、**correction/amendment** に該当しない変更。従来の **revision** が概ね該当。**revision**、**revise** という用語をそれぞれ **new edition**、**update** に変更。全てのステッププロセスが必要 (ステップ 6、7 の省略は可)。著作権ページに変更点を簡潔に記載。古い版は FAO のサイト (FAO's official repository) に残す。更新作業を行うための合理的な説明が必要。
- 業界標準を採用しながら過去の更新を保持 : 著作権に関する声明
  - 2022 年以降の新しいデザインでの再発行版を「初版」とし、著作権ページにその旨記載。
  - 2022 年以前に行われた全ての改定 (**revision**) と修正 (**amendment**) は、現在の著作権日の下に一覧を記載。
- 手続きマニュアルの修正提案
  - 上記の提案が反映されるよう、手続きマニュアル 2 章 (コーデックス規格及び関連文書の作成) の **Introduction** (2 章パラグラフ 8)、**Part2** (クリティカルレビュー、同パラグラフ 12)、**Part7** (ガイド、同パラグラフ 24~32) を修正。

#### (議論)

##### (1) 提案されているアプローチに関する議論

コーデックス事務局及び FAO (OCCP) から今回の提案についてスライド<sup>3</sup>に沿って説明があった。加盟国からは、全体的に、規格の変更作業の手続きの一貫性や変更規準の明確化の重要性等の観点から、今回の提案を支持する意見が出されたが、変更に伴う懸念や説明で不明確な点への質問も出された。

- **new edition** (新版) に関し、従来よりもウェブサイトに掲載されるまでに時間がかかるのではないかと質問が出された。コーデックス事務局から、昨年からは新しいデザインでの発行を開始し、準備に時間はかかることは認識しているが、最終採択から発行までにかかる時間を減らすため、ワークフローを作成し、最終採択されるコーデックス総会の前までにできる限り準備しておくこととしている、FAO の発行にかかる時間は 1 週間程度であり、発行はそれほど遅くならないだろうとの回答があった。
- 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) 等の毎年更新されるような一般規格も毎年 **new edition** (新版) が発行されるのかとの質問に関し、変更の性質にもよるが、毎年発行されることになるだろうとの回答があった。
- FAO がコーデックス文書の著作権を持つことに関し、コーデックス文書は誰でも無

<sup>3</sup> GP/33 CRD27 PPT for agenda item 5

[https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-716-33%252FCRD%252Fgp33\\_crd27x.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-716-33%252FCRD%252Fgp33_crd27x.pdf)

料で利用可能だが、これに影響するののかとの質問が出された。FAO から、FAO による著作権は、商業利用の制限のみであり、影響はない旨回答があった。文書を収載する FAO のサイト (FAO's official repository) も無料で利用可能である旨説明があった。

- FAO が発行した文書へのアクセスに関し、コーデックス事務局から、コーデックスのウェブサイトから FAO のサイト (FAO's official repository) へのリンクを貼るが、同時に、加盟国が DOI (デジタルオブジェクト識別子) 付のコーデックス文書を直接ダウンロードできるサイトを引き続き提供する旨説明があった。
- 日本から、コーデックスと同じく FAO が発行者である国際植物防疫条約 (IPPC) 基準に関し、IPPC 基準の更新の作業分類はコーデックスと同様に改定 (revision) と修正 (Ink amendment) があり、出版物にいつ改定または修正されたかを示す出版履歴も含まれているが、新版という用語は使用されていない、業界標準との間の一貫性の必要性は理解するが、IPPC 基準と異なるアプローチが必要となるのか、質問した。FAO から、IPPC は、古いバージョンの基準をウェブサイトに発行しないというコーデックスと異なるニーズがあるためであり、IPPC 基準も FAO の出版基準の対象である旨回答があった。
- コーデックス文書をインターネットで検索すると、過去のバージョンの文書が検索結果に示されることがあり、複数のバージョンの文書が同時にオンライン上に存在すると混乱が生じる可能性があるとの懸念が示された。コーデックス事務局から、インターネット上で公開された情報がそのまま残り続けることはこれまでも課題であったが、全ての文書の表紙にバージョン番号が付けられることにより、少なくともバージョンを明確に区別することができるだろうとの回答があった。また、加盟国は、最新版が表示されていることを確認するため、コーデックスのウェブサイトから文書にアクセスしてほしいとの説明があった。また、FAO から、FAO 出版物のプレビューページからのリンクは、新版が出版されるたびに更新される旨説明があった。
- 日本から、コーデックスにおいて長年使用してきた用語の変更は、加盟国に混乱を引き起こす可能性がある旨指摘した。コーデックス事務局から、今回の更新の意図は、修正作業が提案されたり進められたりする方法を変更したり、複雑化することではなく、実用的なものであり、加盟国に追加の負担を課すことを意図していないとの回答があった。また、修正を提案するのが部会か、コーデックス事務局か、加盟国かに関わらず、同じ手続きに従う旨説明があった。
- ISO から、ISO 基準の変更手続きについて、コーデックスで今回提案されているものと本質的には同じ 3 つのカテゴリーに分類される旨説明があり、この分野での明確化を達成するのは複雑であることを認めた。

(2) 手続きマニュアル 2 章 (コーデックス規格及び関連文書の作成) の Introduction、Part2 (クリティカルレビュー)、Part7 (ガイド) の修正案に関する議論

今次会合は、(1) の議論を踏まえ、修正案のレビューを進めること、Part7、Introduction、Part2 の順に議論することに合意した。

主な議論は以下のとおり。

- 3つの分類 (correction、amendment、new edition) をまとめて表す際は、update や change ではなく、これらをより包含する modify/modification を使用すること、「コーデックス規格及び関連文書」が繰り返し使用するのを避けること、全体を通して明確でシンプルかつ一貫した用語を使用することになった。
- パラグラフ 25 :
  - パラグラフ 26 に記載されている3つの分類 (correction、amendment、new edition) に関する説明を Part7 のできるだけ最初の方に置くため、またガイドに記載されている情報の流れを改善するため、本パラグラフはパラグラフ 29 の後に移動させることになった。また、事務局案では「correction はコーデックス事務局の責任となる」旨追記されていたが、パラグラフ 29 (「総会が amendment か new edition かを最終決定する」) に追記されることになった。
  - 事務局案の「行われた訂正 (correction) を総会に通知する」旨の追記に関し、総会の採択を必要としないのかとの懸念が示されたが、コーデックス事務局から、単純な誤りの訂正であり規格の内容を変えるものではない、ウェブサイトで公表されている発行後の規格の誤りを速やかに修正し、総会には通知するのみとして、手続きを簡略化したい旨回答があった。最終的に、規格に含まれる正誤表でもって訂正の内容は十分通知できるとして、この追記は削除された。一方、コーデックス事務局が訂正を行う場合、加盟国にどのように通報するかを検討する必要があるとの意見も出された。
- パラグラフ 26 (correction) :
  - correction の対象となる「編集上の誤り」について、amendment と new edition との混合を避け、correction の性質をより適切に反映させるための修正が行われ、「スペル、太字、斜体、転記、脚注の番号・位置、翻訳に係る誤り」等に適用されることが明確化された。「翻訳の誤り」を追記することに関し、単純な編集上の修正を超えてしまうのではないのかとの懸念も示されたが、コーデックス事務局から公表前に元の言語版との整合性を十分確認する旨説明があり、変更されないことになった。
  - correction は既存の規格の版に直接行われること、変更箇所に関する正誤表は翻訳の誤りも含めて全ての correction について作成され、規格の最初の方に記載されること、既に発行された版は修正されたファイルに置き換えられることが確認された。
  - 公表前のコピー・エディティング及び校正は最小限にすべき旨確認された。
- パラグラフ 26 (amendment) :
  - amendment の対象は、「範囲や適用に影響を与えない変更」と明確化された。

具体的には、「技術的な誤りや誤って報告された数値、新しいデータや情報が導入されない場合の章の部分的な書き換えまたは削除、説明用の脚注、一般規格の採択あるいは修正に伴う整合（新しいデータや情報が導入されない場合の手続きマニュアルの規定を含む）、分析・サンプリング法の最終決定または更新、新しいデータや情報が導入されない場合の他のコーデックス文書への参照の置き換え」とされ、「but not limited to（に限定されない）」は削除された。

- 「新しいデータや情報」は、当初の「新しいデータ」のみでは、単に数値のみを指すと解釈される可能性があることから、単なる数値よりも幅広いことを示す「情報」が追加された。また、「技術的な誤り」とはどのようなものか質問が出されたが、採択された規格に含まれていたが、後に誤りであると判断された温度や pH 値が該当する旨コーデックス事務局から説明があった。
- GSFA 等の一般規格と個別食品規格との間の整合作業により規格の適用範囲が変更される可能性があり、このような整合作業の結果として挿入される脚注は **new edition** とみなされることが確認された。
- 分析・サンプリング法に関し、新しいデータや情報が導入されない場合に修正を行うことは不可能であるとの意見があり、「新しいデータや情報が導入されない場合」との言及は削除された。また、コーデックス事務局から、個別食品規格の発行と、食品添加物条項、表示条項、分析・サンプリング法条項の承認のタイミングに関し、食品添加物条項と表示条項は承認後に発行されるが、分析・サンプリング法条項は慣習的に承認前に発行しており、また承認後は分析・サンプリング法規格（CXS234-1999）に収載されるため、今回の見直しにより個別食品規格の発行の遅れは生じることはない旨説明があった。
- **amendment** は、既存の規格の版に直接行われること、変更箇所に関する説明を規格に含めること、既に発行された版は修正されたファイルに置き換えられることが確認された。
- パラグラフ 26 (**new edition**) :
  - 長さに関わらず、**correction**、**amendment** に該当しないあらゆる修正が対象となり、具体的には、「その適用に影響を与える新しいデータや情報の追加、範囲や適用を変更する脚注の修正・追加・削除、章や付属書の追加・削除、章全体の書き換え」が該当する旨明確化された。
  - **new edition** を作成する正当性が必要とされることが明確化された。
- パラグラフ 31 :
  - **amendment** と **new edition** は常にプロジェクトドキュメントが必要かどうか議論になった。今回議論した **amendment** と **new edition** の記載から、プロジェクトドキュメントは必ずしも必要はないとして、パラグラフの修正を行ったが、今後さらに明確化を図る可能性を確認した。

- 日本から、amendment と new edition の手続き（ステップ 8 での採択を総会に諮る）に関し、現行版の手続きマニュアルではステップ 5 となっており、過去の会合での合意事項（ステップ 5 or 5/8）との整合性について確認を求めたが、コーデックス事務局から、現行版は現在の慣行に整合しておらず、正確ではないかもしれないが、現在の案（ステップ 8）は、ステップ 8 の前のあらゆるステップを妨げるものではない旨回答があった。ステップ 5/8 を追加する必要があるのではないかとの意見も出されたが、同様の理由により、加筆はされなかった。
- ・ **パラグラフ 32 :**
  - 同じ用語の繰り返しを避ける、箇条書きにしてわかりやすくする等の改善が図られた。
- ・ **Introduction (2 章パラグラフ 8) :**
  - Part7 の修正にあわせて用語の整合性がとられた。また、総会の役割、コーデックス事務局及び加盟国の役割が明確化された。
- ・ **Part2 (クリティカルレビュー、2 章パラグラフ 12)**
  - Part7 の修正にあわせて用語の整合性がとられた。
  - 数値基準（最大残留基準値、最大使用量、最大基準値）の修正は、パラグラフ 15 に記載されているように、異なる手続きがとられることが確認された。

(結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ 修正タイプの階層、特に提示されたバージョン履歴の管理に関し、提供された詳細な分析と情報を高く評価した。
- ・ correction (訂正)、amendment (修正) 及び新版 (new edition) に関し Part7 (ガイド) の改訂に向けた実質的な進展はあったが、手続きマニュアルの他の箇所についても整合性を確認する必要があること、また、提案された改訂案を詳細に確認するために更なる時間を要することを確認した。
- ・ コーデックス事務局に、次回会合の検討のため、今次会合で検討した修正案（報告書付録書 III）への意見照会の回付文書を発行するよう要請した。
- ・ 現在の慣行を国際出版基準によりよく整合させるため、手続きマニュアル 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）Part7 を修正する進行中の作業について、他部会に通知することに合意した。

**議題 6. コーデックス総会の会合に関する手続きルールのレビューと修正の可能性**

(経緯)

コーデックス総会は、コーデックス委員会手続きルール 6 章（加盟国）により、原則として毎年 1 回 FAO または WHO 本部で開催されることとされているが、第 43 回総会(2020



年)<sup>4</sup>及び第44回総会(2021年)<sup>5</sup>は、COVID-19パンデミックの影響により、3分の2以上の加盟国の事前承認を得て、バーチャル形式で開催された。第45回総会(2022年)<sup>6</sup>は、FAO本部にて対面で開催されたが、バーチャルでの参加・発言も可能とされ、実質的にハイブリッド形式で開催された(第45回総会でバーチャル参加者に発言を認めることに異論はなかった)。但し、投票が行われる可能性があるため、少なくとも1名は現地に対面で開催されるよう要請された。本年の第46回総会(2023年)も第45回総会と同様の形式がとられる。

一方、部会の開催については、手続きルール11章(部会)の「開催地(place)」に関する規定(7条及び8条)により、対面で開催することとしているが、第43回総会(2020年)において、2021年に予定されている部会に関し、例外的に、この解釈を物理的な場所に限定せず、バーチャル環境も含めることとし、FAO及びWHOによって適切と判断された場合、ホスト国政府とコーデックス事務局との協議の上、バーチャル形式で開催可能とすることに合意した。また第44回総会(2021年)では、この解釈を2021年に限定せずに継続すること、解釈の適用には第80回執行委員会(2021年11月)が整理した規準<sup>7</sup>を考慮することが推奨された。この解釈により、2022年10月までに開催された部会はバーチャル形式で開催されていたが、COVID-19の感染状況の改善に伴い、2022年11月以降の部会は対面形式あるいはハイブリッド形式で開催されている。

第83回執行委員会(2022年11月)では、バーチャル形式とハイブリッド形式の取扱いに関する議論の結果、第45回総会に対し、①バーチャル形式及びハイブリッド形式の会合を継続的に行うことができるよう将来的には手続きマニュアルを見直す必要があるか、②総会が加盟国の承認プロセスを要せずにバーチャル形式で開催可能となるよう手続きマニュアルを修正する必要があるか、検討するよう勧告した。第45回総会では、①については、将来的な必要性を確認した。また②について、総会が必要に応じてバーチャル形式で開催できるようにするために手続きルールの修正が必要か否かについて、コーデックス事務局がFAO及びWHOの法律部門と協議して文書を用意し、第33回CCGPで議論することに合意した。

今次会合にコーデックス事務局から提出されている作業文書では、コーデックス事務局から、2つの親組織、特にFAOによってバーチャル会議に関する包括的なアプローチが開発されるまで、コーデックスの手続きルールにバーチャル会議を組み込む修正を延期することが賢明とする検討結果が示されている。主な理由として、i) COVID-19パンデミックの状況下では、コーデックスの作業を継続するために、開催形式に関する柔軟なアプローチをとってきたが、バーチャル会議の経験を通して、加盟国の参加をどう定義するかや、バーチャル会議における投票の実施、定足数の確立等の様々な手続き上の疑問点が生じた

<sup>4</sup> 第93回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/93-3.pdf>

<sup>5</sup> 第98回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

<sup>6</sup> 第103回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

<sup>7</sup> i) 国連が宣言した世界的な緊急事態。ii) 渡航制限の範囲または渡航制限の変更/予想される変更。iii) 会合で予定されている事項の優先順位。iv) 物理的な会議に参加できないことに関する加盟国からの情報。v) セキュリティ上の懸念(関心のある会議に応じて、国際的、地域的、または局地的に)。

こと、ii)これらの問題について FAO 及び WHO による慎重な検討が必要であり、また国連システムの他の組織との広範な協議も必要となる可能性があること、iii) 結果として、バーチャル会議に効果的に対応するために必要な修正の正確な性質と範囲に関し、不確実な部分が残っており、これらを十分に理解する必要があること、iv) 現時点では FAO も WHO も、統治機関のバーチャル会議に対応するために規則を正式に改定しておらず、両機関とも、状況の変化に応じて、必要に応じてその場限りの手続きを採用し続けていること等を挙げている。今次会合では、作業文書で示されている検討結果について、議論された。

#### (議論)

多くの加盟国が本件に関する手続きルールの修正の延期を支持し、FAO 及び WHO における慣行や法的枠組みとの一貫性が重要、手続き規則の変更への慎重かつ詳細な対応が必要等の意見が出された。一方、バーチャル開催により参加できるメンバーが増え、透明性が高まっていること、フットプリント等、環境負荷の軽減が期待されること等から、会合形式には柔軟性が必要であり、無期延期とすべきではないとの意見も出された。

日本から、第 46 回総会の会合形式に関し、昨年と同様、対面開催としつつも、バーチャル参加及び発言が認められる可能性があるため、実質的にハイブリッド開催に見えるが、承認手続きは必要ではないのか、確認を求めた。コーデックス事務局から、総会は招聘状に記載のとおり対面開催であり、承認手続きは不要である旨、対面参加はできないが傍聴・発言をしたいとの希望があるため、バーチャル参加及び発言の可能性を備えているが、少なくとも 1 人の代表は直接参加するよう奨励しており、対面参加は加盟国が総会におけるあらゆる意思決定に参加できる唯一の手段である（バーチャル参加は意思決定には参加できない）旨回答があった。

加盟国から、将来、手続き規則の修正の可能性を検討できるよう、コーデックス事務局に、コーデックスの部会のバーチャル開催における利点及び欠点を整理する必要性について指摘があったが、コーデックス事務局から、執行委員会の「コーデックスの将来」の議論で既に取り組んでおり、第 85 回執行委員会での議論に向けて、加盟国はコメントする機会があるので、経験を共有してほしい旨回答があった。また、FAO 及び WHO に、統治機関のバーチャル開催を投票も含めて可能とするようなルール改正の計画について共有してほしいとの要請が出され、結論に含まれた。

その他、部会でのバーチャル開催のオプションは平常時でも引き続き維持されているか質問があり、コーデックス事務局から、維持されている旨回答があった。

#### (結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ コーデックス総会のバーチャル開催を認めるコーデックスの手続きルールの修正の検討を延期する。但し、これは無期延期とすべきではないことを確認した。
- ・ FAO 及び WHO に、統治機関のバーチャル開催を投票も含めて可能とするようなルール改正の計画について、次回会合で共有するよう要請した。

- ・ コーデックスの会合の作業形式における柔軟性の重要性を強調した。

## 議題 7. コーデックス委員会の作業における国際非政府組織 (NGO) の参加の原則のレビューと修正の可能性

(経緯)

第 82 回執行委員会 (2022 年 6 月) でのオブザーバー資格を有する NGO の参加状況に関する議論において、オブザーバー資格を持つ NGO がコーデックスの作業に貢献するモダリティについて、コーデックス事務局が分析を行うことになった。第 83 回執行委員会 (2022 年 11 月) において、コーデックス事務局から、オブザーバー資格を持つ NGO には、コーデックスの基準策定作業への参加以外にもコーデックスの作業を進めるために SNS、出版物、ウェビナー等を活用して貢献している場合があるが、このような活動は手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則」<sup>8</sup>の NGO の参加状況の評価規準に含まれていないため、この原則を見直す必要があるかもしれない、コーデックス事務局、FAO 及び WHO 法律部門が、NGO の原則の修正が必要かどうかをさらに検討し、第 33 回 CCGP で議論したい旨提案があり、執行委員会はこれに合意した。議論において、メンバーから、コーデックスにオブザーバー資格を持つ NGO が参加している主な目的は、コーデックス文書の策定作業への貢献であり、この点をコーデックス事務局、FAO 及び WHO は慎重に考慮してほしい旨要請があった。コーデックス事務局から、NGO の原則の変更点として考えられるのは、NGO の参加状況の評価期間中に、会議に参加せず、意見も提出しなかった NGO を評価するための追加的ツールとして使用するというもので、このような NGO がコーデックスの作業に関心を持ち続けていることを示す機会を提供できる旨回答があった。

コーデックス事務局と FAO 及び WHO の法律部門から今次部会に提出された作業文書では、NGO への調査結果から、多くの NGO が SNS、出版物、ウェビナー等を活用しコーデックスの作業の促進に貢献しているが、このような NGO の多くは同時にコーデックスの会議への出席と書面コメント提出も行っていること、NGO の新しい方法での貢献は、NGO の参加の原則の 5.2(c) (第 28 版パラ 27(c)) 及びコーデックス戦略計画 2020-2025 の目標 3.1 (コーデックス規格の認識の向上) にも即したものであること、現時点で同原則の変更に関する提案は行わないが、今後も情報収集を行い、執行委員会と CCGP に結果を報告したいとしている。

作業文書ではこの他に、会議に参加登録している NGO の代表が、(会議に参加していない) 他の NGO を代表して発言を希望する問題についても取り上げており、NGO の参加の原則の 5.1(a) (第 28 版パラ 26(a)) に基づき、NGO の代表者による発言は、会議に登録した NGO を代表して行われることは明確であり、同原則を修正する必要はないとしている。

---

<sup>8</sup> Principles concerning the participation of international non-governmental organizations in the work of the Codex Alimentarius Commission; Codex Procedural Manual, 28th edition, pp 187-191. (コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則)

今次会合では、これらの論点について議論された。

(議論)

オブザーバー資格を持つ NGO の参加状況の評価規準に関し、多くの加盟国が、現時点では同原則の修正は行わないとする作業文書の提案を支持し、NGO はコーデックス規格策定作業において、特に技術的な専門知識と実務経験の提供を通して、重要な役割を果たしているとの意見が出された。

スペイン (EU 加盟国代表) から、手続きマニュアルの変更案を検討する前に、追加的な情報やデータが必要であり、コーデックス事務局に、今後の NGO の参加状況の評価において、i) NGO が政府と協力して計画された活動、ii) NGO がコーデックスの作業に参加する際に直面する障壁 (市民社会も含めて)、iii) 他の国連機関が採用している NGO との協力に関する手続きについて、検討するよう要請があった。

NGO (国際食肉事務局 (IMS)、ISO) から、コーデックスの活動を支持し、協力していきたい旨発言があった。IMS からは、参加状況の評価に際し、SNS を通じた活動は慎重に考慮してほしいとの要請があった。

会議に参加登録している NGO の代表による他の NGO を代表した発言に関しても、多くの加盟国が、会議に参加登録した NGO の代表による発言は他の NGO を代表して行われるべきではないとして、同原則の修正は行わないことを支持した。

(結論)

今次会合は、以下の結論に合意した。

- ・ コーデックス事務局に、オブザーバー資格を持つ NGO の参加に関する情報とデータを収集し、NGO の参加に対する障壁を特定および分析し、その結果を次回の NGO の参加状況の評価 (2026 年予定) の後に開催される執行委員会及び CCGP に提示するよう要請した。
- ・ FAO 及び WHO の法律部門による既存の手続きの確認に基づき、NGO の代表は EWG 及び PWG を含め、コーデックスの会議への出席やコメントの提出において、自らの組織のみを代表できることを確認した。
- ・ オブザーバー資格を持つ NGO 及び部会議長が、NGO のコーデックスの参加に関する規則を認識することの重要性を確認した。

## 議題 8. その他の事項

### コーデックス規格とガイドラインの使用を促進するための実用的なツールキット (英国からの提案)

(議論)

英国から、各国政府によるコーデックス規格の使用拡大を支援するため、コーデックス規格とガイドラインの使用を促進するための実用的なツールキットの利点についてコーデックスで広範な議論を開始することを目的として、討議文書を提出した旨、また、コーデ

ックスにおける自己評価ツールキットは、「政府が適用する食品安全のためのリスクアナリシスの作業原則（CXG 62-2007）」を中心とするもので、コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標 3「コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」を支持するものである旨説明があった。

加盟国から、コーデックス規格の使用促進を目的とした討議文書の目的については全体的に評価する意見が出されたが、FAO 及び WHO が開発した食品安全リスク分析ツールや食品管理システム評価ツール等のリスク分析の要素を含む既存のツールとどのように関連するのか、加盟国が混乱するのではないかと、今後どのように進めるのか、コーデックス文書のガイドラインや推奨事項の結果と矛盾する可能性があるため、ツール設計は慎重に行われるべき等の質問・意見が出された。また、追加のツールキットの必要性をより適切に評価できるようにするため、FAO 及び WHO に、次回会合において現在利用可能なツールについて議論するワークショップの開催を要請する意見も出された。英国からは、ワークショップの開催を歓迎する旨発言があった。

FAO から、FAO 及び WHO の既存のツールは、各国毎の能力構築プログラムが精緻化できるように開発された旨、また、FAO 及び WHO は、既存のツールを補完する特定のモジュールの開発が必要かどうか、また可能かどうかを検討することができ、そのような検討によって、異なるツール間での各国の重複や混乱を明確に回避している旨発言があった。WHO から、リスク分析に関する現在の技術支援プログラムについて、FAO 及び WHO の科学的助言機関によって既に作成されている豊富なデータを各国がより有効に活用するためのツールやプログラム、能力開発の必要性がある旨発言があった。

#### （結論）

今次会合は、適時に示唆に富んだ討議文書を作成した英国に感謝するとともに、FAO 及び WHO に、英国及び他の関心国とともに、次回会合の期間中に、本件に関するワークショップを開催するよう要請した。

### 執行委員会に部会の議長をオブザーバーとして招聘するための手続きルールの見直し（中国からの提案）

#### （議論）

中国から、執行委員会に部会の議長をオブザーバーとして招聘するための手続きルールの見直しに関する討議文書が提出された。中国から討議文書について説明があり、提案理由として、執行委員会への各部会議長のオブザーバー参加は、執行委員会の主要な作業であるクリティカルレビューを円滑に進めることができること、部会議長が総会の議論に備えることができること、さらに部会議長の能力拡大の一助となりうることが挙げられた。

コーデックス事務局から、クリティカルレビューでは、各部会議長から各部会の作業に関する書面コメントが事前に提出され、作業文書に含まれ、議論において考慮されている旨説明があった。また、クリティカルレビューや「コーデックスの将来」等の個々の議題に関し、総会議長・副議長がウェブ会合により各部会議長の見解を聴く機会を設けている旨、

また、以前 CCGP 期間中の議題外の時間を活用し総会議長・副議長及び各部会議長との対面会合を開催しており、しばらく COVID-19 パンデミックにより開催していなかったものの、今後もこのような機会を設けたい旨説明があった。総会副議長を務めるチリの代表から、このような会合は非公式ではあるが、総会議長・副議長と各部会議長と緊密な連携につながり、執行委員会の議論に役立っており、今後もこの慣行を継続し、発展させていきたい旨発言があった。

スペイン (EU 加盟国代表) から、クリティカルレビューは重要な作業であり、今後も効果的かつ効率的に進める必要があること、部会議長からの更なるインプットが必要な場合があり、同じ規格の策定に関与する他部会の議長による共同評価を含めることも有効だとの提案が出された。日本から、部会議長の見解や経験が執行委員会の議論に役立つことは認識しているが、第 78 回執行委員会 (2020 年 2 月) において、執行委員会の勧告と総会の決定事項は概ね一致しており、クリティカルレビューの現在の進め方は十分機能していることから、特段の見直しは不要との結論に合意していること、コーデックス事務局と総会副議長から説明があったように、クリティカルレビューの作業文書に含まれる部会議長のコメントは議論において考慮されていること、クリティカルレビュー以外のコーデックスの方向性に影響を与える議題に関しても、必要に応じて部会議長に意見聴取し、その結果を参考にする方法により、効率的に議論が進められていることから、現状において、部会議長が執行委員会に直接参加する必要性は低く、手続きルールの見直しは慎重に検討すべき旨意見を述べた。

スペイン (EU 加盟国代表) 及びノルウェーから、執行委員会のウェブ配信を検討するよう要請があった。コーデックス事務局から、第 80 回執行委員会において、FAO 及び WHO 法律部門から、執行委員会が限定的なメンバーシップの組織であるという性質を考えると、総会が執行委員会のウェブ配信を臨時的に認めない限り、公開されるべきではないとの見解が示されている旨説明があった。ドイツ (CCEURO 議長国) から、第 32 回 CCEURO (2022 年 5 月) において、コーデックス事務局に対し、ウェブ配信の可能性について更なる調査を行うよう要請しているとの指摘があった。

加盟国からの意見に対し、中国から特に追加意見は出されなかった。

#### (結論)

今次会合は、示唆に富んだ提案を提出した中国に感謝するとともに、以下の結論に合意した。

- ・ クリティカルレビューに関し、コーデックス事務局に対し、各部会議長が書面コメントの提供と総会議長・副議長との事前の非公式会合への参加を通して積極的に関与しつつ、そのプロセスを強化し続けるよう奨励した。
- ・ 部会議長に、部会から諮られている事項に関する議論において必要に応じて発言することができるよう、総会への参加を奨励した。

## 議題 9. 次回会合の日程及び開催地

議長から、次回会合は 18 ヶ月以内にフランスにおいて開催を検討しているとの連絡があった。

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項（CCGP33 が合意した今後のアクション）	対応者
<p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックス事務局に、手続きマニュアルの現行版の翻訳に関する提案と、将来の版の様式に関する提案（印刷可能な仕様の利用可能性も含む）を考慮するよう要請した。</li> <li>・ コーデックス事務局に、手続きマニュアルの完全デジタル版の実現に向けて取組むよう、また、手続きマニュアルの更なる変更の可能性について、加盟国による検討のため、CCGP への報告を継続するよう奨励した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局</p>
<p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 46 回コーデックス総会に、以下の承認を勧告した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 手続きマニュアルから 6 章 (加盟国) の「コーデックス委員会の加盟国リスト」を削除し、コーデックスのウェブサイトに掲載。手続きマニュアルにはウェブサイトの URL を掲載。</li> <li>- 今次会合で合意した手続きマニュアルの変更(報告書付属書 II)。</li> </ul> </li> </ul>	<p>第 46 回総会</p>
<p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続きマニュアルの 3 章 (部会のガイドライン) に関し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 部会ホスト国に、現在の慣行を踏まえ、更新すべき箇所を特定するよう依頼した。</li> <li>- コーデックス事務局に、更新案に関する加盟国への意見照会のため、回付文書を発行するよう要請した。</li> <li>- 第 46 回総会に、この作業を CCGP に付託するよう勧告した。</li> </ul> </li> </ul>	<p>部会ホスト国 コーデックス事務局 第 46 回総会</p>
<p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 46 回総会に、手続きマニュアルの 3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討するため、加盟国への意見照会の回付文書の発行の承認を要請した。</li> </ul>	<p>第 46 回総会 コーデックス事務局</p>
<p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 章 (部会のガイドライン) の更新案や提出された意見、コーデックス事務局が特定したその他の箇所の更新案について、次回会合で議論するための改定案を用意するため、米国を議長、フランスを共同議長とする PWG を次回会合の直前に開催する可能性に合意した。</li> </ul>	<p>PWG 第 34 回 CCGP</p>



<p>(議題 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックス事務局に、次回会合の検討のため、今次会合で検討した修正案（報告書付録書 III）への意見照会の回付文書を発行するよう要請した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局 第 34 回 CCGP</p>
<p>(議題 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の慣行を国際出版基準によりよく整合させるため、手続きマニュアル 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）Part7 を修正する進行中の作業について、他部会に通知することに合意した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局</p>
<p>(議題 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックス総会のバーチャル開催を認めるコーデックスの手続きルールの修正の検討を延期する。但し、これは無期延期とすべきではないことを確認した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局</p>
<p>(議題 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>FAO 及び WHO</b> に、統治機関のバーチャル開催を投票も含めて可能とするようなルール改正の計画について、次回会合で共有するよう要請した。</li> </ul>	<p><b>FAO 及び WHO</b></p>
<p>(議題 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーデックス事務局に、オブザーバー資格を持つ NGO の参加に関する情報とデータを収集し、NGO の参加に対する障壁（市民社会も含めて）を特定および分析し、その結果を次回の NGO の参加状況の評価（2026 年予定）の後に開催される執行委員会及び CCGP に提示するよう要請した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局 執行委員会 CCGP</p>
<p>(議題 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>FAO 及び WHO</b> に、英国及び他の関心国とともに、次回会合の期間中に、本件に関するワークショップを開催するよう要請した。</li> </ul>	<p><b>FAO 及び WHO</b> 英国</p>
<p>(議題 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリティカルレビューに関し、コーデックス事務局に対し、各部会議長が書面コメントの提供と総会議長・副議長との事前の非公式会合への参加を通して積極的に関与しつつ、そのプロセスを強化し続けるよう奨励した。</li> <li>・ 部会議長に、部会から諮られている事項に関する議論において必要に応じて発言することができるよう、総会への参加を奨励した。</li> </ul>	<p>コーデックス事務局 部会議長</p>

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回 総会

開催日：2023 年 11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）

場所：ローマ（イタリア）（ハイブリッド会合形式にて実施）

### 仮議題

1	議題の採択
2	第 84・85 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	アジア地域調整部会 (CCASIA)
4.2	ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)
4.3	食品衛生部会 (CCFH)
4.4	北米・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP)
4.5	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
4.6	栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)
4.7	食品添加物部会 (CCFA)
4.8	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.9	食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
4.10	食品表示部会 (CCFL)
4.11	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.12	残留農薬部会 (CCPR)

4.13	近東地域調整部会 (CCNE)
4.14	一般原則部会 (CCGP)
4.15	ジルパテロール塩酸塩 (牛の肝臓、腎臓及び筋肉) の MRL 案
5	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	地域調整部会からの報告
8	科学の役割に関する原則文の適用
9	新たな食料源と生産システム
10	コーデックスの予算及び財政に関する事項
11	FAO 及び WHO から提起された事項
12	議長・副議長及び地域代表国 (執行委員会メンバー) の選出及び地域調整国の任命
13	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
14	その他の作業
15	報告書の採択

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回総会の主な検討議題

1. 開催日：2023 年 11 月 27 日（月）～12 月 2 日（土）  
27 日（月）午前、コーデックス 60 周年記念イベントが行われる。  
開催地：ローマ（イタリア）
  
2. 主要議題の主な検討議題  
**仮議題 2. 第 84・85 回執行委員会の報告**  
(概要)  
第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）及び第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）の報告が行われる。  
第 84 回執行委員会では、今次総会に諮られる事項のクリティカルレビューの他、主に以下について議論された。
  - ・ コーデックスの将来の青写真案  
第 81 回執行委員会（2021 年 11 月）において、2023 年のコーデックス 60 周年記念に向けてコーデックスの今後の「青写真」を開発するプロセスを執行委員会が検討することに合意。  
第 84 回執行委員会では、「1. 背景」、「2. 将来のコーデックス規格 - 背景と推進力」、「3. 将来のコーデックスの作業モデル」、「4. 今後の方法」、「5. 結論と勧告」で構成される青写真案について議論を行った結果、2 章は、次期コーデックス戦略計画 2026-2031 の「推進力と背景」の議論のインプットとして使用すること（そのプロセスにおいて加盟国とオブザーバーに意見照会）、また、3 章は、加盟国とオブザーバーに意見照会し、提出された意見を踏まえて、第 85 回執行委員会で 4 章（今後の方法）及び 5 章（結論と勧告）を議論し、第 46 回総会への勧告を作成すること等に合意した。
  - ・ コーデックス戦略計画 2026-2031  
第 84 回執行委員会では、次期コーデックス戦略計画の全体の構成、2026 年 1 月 1 日までに新しい戦略計画、モニタリングフレームワーク及び実施作業計画を作成するタイムテーブル等について、総会議長・副議長がコーデックス事務局とともに検討した案に沿って議論した。第 85 回執行委員会では、次期戦略計画の「ビジョン」、「ミッション」、「コアバリュー」、「変化の推進力」、「コーデックスの役割」及び「コーデックスの作業方法」の一次案が作成される予定。
  - ・ 地域規格の課題等  
第 22 回アジア地域調整部会 (CCASIA) (2022 年 10 月)において、調理米 (cooked

rice) に関する地域規格策定作業が韓国から提案されたが、議論の結果、①特定の地域内で生産されているが国際的に貿易されている加工食品について、規格検討を行う適当な部会がない（あるいは休会中の）場合、新規作業提案にどう対処すべきか、また、②加工食品の個別規格を策定する必要があるか、または食品加工技術が急速に発展していることを踏まえ個別規格ではなく水平的アプローチ、グループアプローチを検討すべきか、の2点について、執行委員会に助言を求めることになった。第84回執行委員会では、コーデックス事務局が地域規格の策定の歴史や問題点、課題等について整理した作業文書に基づき、意見交換を行った。意見を踏まえてコーデックス事務局が作業文書を修正し、第85回執行委員会において CCASIA と他の地域調整部会への助言をまとめることになった。

(対処方針)

情報収集に努め、適宜対処したい。執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討することになっている主要事項について、各関連議題において適宜対処したい。

### 仮議題 3. 手続きマニュアルの修正

事項	概要
承認	
手続きマニュアルの6章(加盟国)の「コーデックス委員会の加盟国リスト」のコーデックスウェブサイトへの掲載	第33回一般原則部会(CCGP)(2023年10月)は、手続きマニュアルの6章(加盟国)の「コーデックス委員会の加盟国リスト」を削除し、コーデックスのウェブサイトへ掲載すること、また、手続きマニュアルにはウェブサイトのURLを掲載することに合意した。
手続きマニュアルの2章(コーデックス規格及び関連文書の作成)、3章(部会のガイドライン)及び7章(その他の機関との関係)の編集上の修正	第33回CCGPは、手続きマニュアル2章、3章及び7章の現代の科学技術及び現在の慣行と整合しない箇所を確認し、変更案に合意した。
手続きマニュアルの2章(コーデックス規格及び関連文書の作成)の「個別食品部会と一般問題部会の関係」の修正	第44回総会(2021年)は、手続きマニュアルの2章(コーデックス規格及び関連文書の作成)の「コーデックス個別食品規格の様式」の表示条項に関し、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格(CXS 346-2021、同総会で採択)を参照する内容への修正を採択した。 これに伴い、コーデックス事務局から、同規格の要

	件への追加または免除は 食品表示部会 (CCFL) によって承認されるべきであることから、手続きマニュアル2章パラグラフ 57 をさらに修正することが提案されている。
--	---

(対処方針)

支持することとしたい。

#### 仮議題 4. 部会の作業

2022 年 10 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択 (ステップ 8、ステップ 5/8)、予備採択 (ステップ 5)、新規作業提案 (ステップ 1)、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告 (クリティカルレビューの結果) を十分に考慮することとされている。

#### 4.1 アジア地域調整部会 (CCASIA)

(2022 年 10 月に開催された第 22 回 CCASIA から提出されている文書<sup>1)</sup>)

事項	概要
最終採択	
バチルス属 ( <i>Bacillus species</i> ) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案 (ステップ 5/8)	日本の提案により新規作業の検討が開始された。第 43 回総会 (2020 年) で新規作業承認。第 22 回 CCASIA は、第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。食品添加物条項は第 53 回食品添加物部会 (CCFA)、表示条項は第 47 回食品表示部会 (CCFL) において承認。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) において承認された。サンプリングプランについては CCMAS にて作業中のサンプリングの一般ガイドライン (CXS 50-2004) の改定作業が完了後、CCASIA にてサンプリングプランを開発するが、サンプリングプランが承認されていなくても、この項目を削除した上でコーデックス規格として公表される。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。

<sup>1</sup> 第 102 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/102-3.pdf>

<p>植物の葉で包んだ調理米の地域規格原案（ステップ 5/8）</p>	<p>中国の提案により新規作業の検討が開始された。第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。第 22 回 CCASIA は、第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。食品添加物条項は第 53 回 CCFA、表示条項は第 47 回 CCFL において承認。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回 CCMAS において承認されたが、コメからの油分抽出に関する妥当性確認試験の結果が無いことから、第 42 回 CCMAS は CCASIA に対して妥当性確認試験の実施及びその結果の CCMAS への提供の依頼について合意した。サンプリングプランについては CCMAS にて改定作業中のサンプリングの一般ガイドライン（CXS 50-2004）の作業を完了後、CCASIA にてサンプリングプランを開発することに合意。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>アジア地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正</p>	<p>既存の 4 つのアジア地域規格<sup>2</sup>の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告している。</p>
<p>予備採択</p>	
<p>急速冷凍餃子の地域規格原案（ステップ 5）</p>	<p>中国の提案により新規作業の検討が開始された。第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。第 22 回 CCASIA では、概ね規格原案に合意がなされたが、食品添加物条項で参照する食品添加物の一般規格（GSFA）の食品分類に関する議論がまとまらず、食品添加物条項全体をスクエアブラケットに入れた上で第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧</p>

<sup>2</sup> 発酵大豆ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）、さご椰子粉の地域規格（CXS 301R-2011）、コチュジャン規格（CXS 294-2009）、チリソース規格（CXS 306-2011）。

コチュジャン規格（CXS 294-2009）とチリソース規格（CXS 306-2011）は第 43 回総会（2020 年）において国際規格として採択された。表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）、食品添加物条項は修正されて第 53 回 CCFA で承認された。修正された食品添加物条項が今次総会で採択された後、国際規格として発行される。卸売用食品の容器の表示条項の修正は発行される国際規格にそれぞれ反映される。

	告している。
--	--------

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

特に、日本の提案により規格策定作業が開始されたバチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案に関し、今次総会において最終採択されるよう、適宜対処したい。

#### 4.2 ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

(2022年10月に開催された第22回 CCLAC から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
LAC 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	既存の3つのLAC地域規格 <sup>3</sup> の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。 第84回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告している。
食品添加物の一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) と LAC 地域規格の食品添加物条項の整合	地域規格の食品添加物条項と GSFA の整合作業の結果、第22回 CCLAC は、食品添加物の使用を認めないとする食品添加物条項を既存の2つのLAC地域規格 <sup>4</sup> に追記すること、及び総会に採択に諮ることに合意。なお本条項案は第53回 CCFA において承認された。 第84回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告している。

(対処方針)

コンセンサスに従うこととしたい。

#### 4.3 食品衛生部会 (CCFH)

(2022年11月～12月に開催された第53回 CCFH から提出されている文書<sup>5</sup>)

事項	概要
最終採択	

<sup>3</sup> クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2011)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)、ヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)

<sup>4</sup> クラントロ・コヨーテの地域規格 (CXS 304R-2011)、ルクマの地域規格 (CXS 305R-2011)

<sup>5</sup> 第103回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>



<p>牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン原案（ガイドライン本体、生の牛肉に関する付属文書Ⅰ、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズの付属文書Ⅲ）（ステップ 5/8）</p>	<p>第 50 回 CCFH（2018 年）において新規作業の開始に合意（チリ、ウルグアイ、米国の提案）。第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。</p> <p>第 51 回（2019 年）以降、電子作業部会（EWG）等を設置して原案の具体的な内容について議論してきた。第 53 回 CCFH は、ガイドライン本体、付属文書Ⅰ及び付属文書Ⅲについて第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。生鮮葉物野菜に関する付属文書Ⅱ及びスプラウト類に関する付属文書Ⅳについては、ステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を行うことに合意した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、ガイドライン本体、付属文書Ⅰ及び付属文書Ⅲについて最終採択を勧告している。</p>
<p>食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン原案（ガイドライン本体、生鮮農産物に関する付属文書Ⅰ）（ステップ 5/8）</p>	<p>第 51 回 CCFH において新規作業の開始に合意（ホンデュラスの提案）。第 43 回総会（2020 年）で新規作業承認。</p> <p>第 53 回 CCFH は、ガイドライン本体及び付属文書Ⅰについて第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。水産製品に関する付属文書Ⅱはステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を進めるとともに、ガイドライン本体を考慮しつつ乳製品に関する付属文書Ⅲの作成に着手することに合意した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、ガイドライン本体及び付属文書Ⅰについて最終採択を勧告している。また、再利用における化学物質の蓄積の可能性を鑑み、関連の部会に本作業の進捗を通知することになった。</p>
<p>新規作業提案</p>	
<p>伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドラインの策定（ステップ 1）</p>	<p>第 52 回 CCFH（2022 年 2～3 月）において、伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際的なガイドラインの必要性のため、GAIN（栄養改善のためのグローバルアライアンス）から提案されたもの。第 53 回 CCFH では、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。</p>

	第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改定 (ステップ 1)	第 51 回 CCFH (2019 年) において、日本が、ニュージーランドの支援を得て、当時公表予定 (2020 年公表) のビブリオに関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の報告書をレビューし、ガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。第 53 回 CCFH では、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.4 北米・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP)

(2023 年 1~2 月に開催された第 16 回 CCNASWP から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
発酵ノニ果汁飲料の地域規格案 (ステップ 8)	第 36 回総会 (2013 年) で新規作業承認。第 43 回総会 (2020 年) で予備採択 (ステップ 5)。 第 16 回 CCNASWP は、総会に最終採択を諮ることに合意。分析・サンプリング条項のうち、分析法は第 42 回 CCMAS において承認。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。なお、第 84 回執行委員会では、ノニ果汁に含まれるスコポレチンが地域規格における当該食品の特徴的な成分として含まれていることに関し、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による安全性評価がまだ行われていないことへの懸念が表明された。FAO から、優先リストに引き続き掲載されているが、評価のためのデータが集まっていないことの説明があった。将来的に地域規格から国際規格に変更する場合には、JECFA による安全性評価が必要であるとの意

	見が出された。
NASWP 地域規格中の卸売用食品の容器の表示条項の修正	飲料用カヴァ製品の地域規格（CXS 336R-2020）の卸売用食品の容器の表示条項を修正するもの。第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告している。

(対処方針)

コンセンサスに従うこととしたい。

#### 4.5 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）

(2023 年 2 月に開催された第 26 回 CCRVDV から提出されている文書<sup>6</sup>)

事項	概要
最終採択	
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	第 25 回 CCRVDV（2021 年）において、第 88 回 JECFA（2019 年）から勧告された MRL 原案を予備採択に諮ることに合意し、第 44 回総会（2021 年）で予備採択（ステップ 5）。これは休薬期間が長い製剤の用法・用量に基づく MRL 原案であったため、第 26 回 CCRVDV において、第 94 回 JECFA（2022 年）から勧告された MRL 原案（より短い休薬期間に基づく MRL 原案）を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。EU、北マケドニア、スイス及び英国が EU で設定されているものよりも低いことから留保した。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。
ナイカルバジン（鶏の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の MRL 原案（ステップ 5/8）	第 26 回 CCRVDV において、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。
反芻動物の組織及び乳、魚類への MRL の外挿（ステップ 5/8）	第 25 回 CCRVDV において、1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ案が検討され、第 44 回総会（2021 年）において最終採択された。

<sup>6</sup> 第 105 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf>

	<p>様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案が引き続き議論され、第 26 回 CCRVDF では、12 の化合物について示された外挿 MRL 案について、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。EU、北マケドニア、スイス及び英国が 4 つの化合物（テトラサイクリン等、デルタメトリン、スペクチノマイシン及びチルミコシン）について EU で実施された暴露評価（理論最大一日摂取量；TMDI 試算）では ADI（許容一日摂取量）を超えることから留保した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
新規作業提案	
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト案（パート I 及び V）	<p>JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リストに加える化合物（パート I）及び追加の種への MRL の外挿を検討する化合物（パート V）について、第 46 回総会に承認を諮ることに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。</p>
作業中止	
イベルメクチン（羊、豚及び山羊の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉）の MRL	<p>第 25 回 CCRVDF（2021 年）において、第 88 回 JECFA（2019 年）から勧告された MRL 原案を予備採択に諮ることに合意し、第 44 回総会（2021 年）で予備採択されたものについて、より短い休薬期間に基づく MRL 原案をステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意したことから、第 26 回 CCRVDF にて作業中止に合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告している。</p>

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.6 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

（2023年3月に開催された第43回CCNFSDUから提出されている文書<sup>7</sup>）

事項	概要
<b>最終採択</b>	
<p>改訂版フォローアップフォーミュラの規格（年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び年少幼児向け製品に関する規格）（CXS 156-1987）（ステップ 5/8 及び 8）</p>	<p>第 35 回総会（2012 年）で新規作業承認。第 43 回 CCNFSDU において、本規格の見直しにかかる全ての議論が終了し、第 43 回 CCNFSDU で合意した内容（規格の名称、構成、序文）及び第 42 回 CCNFSDU（2021 年）で合意済みの条項（ステップ 4 及びステップ 7 に留め置き）について、ステップ 5/8 あるいはステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 43 回 CCNFSDU で議論された序文に関し、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、グアテマラ、パナマ、モロッコ、米国及びベトナムが留保した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>缶詰ベビーフードに関する規格（CXS 73-1981）及び乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト（CXG 10-1979）の修正</p>	<p>CXS 73-1981 において、乳幼児期の硝酸塩の摂取によるメトヘモグロビン血症の発症リスクの観点からセクション 9.5.2. に定めるビーツとほうれん草の使用月齢を修正する提案。これについて、月齢の科学的根拠が不十分であること等から第 43 回 CCNFSDU は 9.5.2. を削除することに合意。また、本修正案の採択を第 46 回総会に諮ることに合意した。</p> <p>CXG 10-1979 におけるアドバイザーリストに関して、葉酸源カルシウム-L-メチル-葉酸の許可使用を N-プテロイル-L-グルタミン酸の用途に合わせる修正提案。これについて、カルシウム-L-メチル-葉酸は全ての食品カテゴリーに適することから、第 43 回 CCNFSDU は、本修正提案の採択を第 46 回総会に諮ることに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、採択を勧告し</p>

<sup>7</sup> 第 105 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/105-4.pdf>

	ている。
予備採択	
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則原案（CXG 2-1985）（ステップ 5）	<p>第 37 回 CCNFSDU（2015 年）において、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量について検討を進めることに合意。第 39 回 CCNFSDU（2017 年）以降、実質的な議論を行ってきた。第 41 回 CCNFSDU（2019 年）において、6～36 か月児を対象とした栄養参照量の設定に関する一般原則を作成することに合意。</p> <p>第 43 回 CCNFSDU において、一般原則原案をステップ 5 で第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告している。</p>

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.7 食品添加物部会（CCFA）

（2023 年 3 月に開催された第 53 回 CCFA から提出されている文書<sup>8</sup>）

事項	概要
最終採択	
食品分類 12.2.1 及び 12.2.2 の説明文の改訂	GSFA の食品分類 12.2.1 「ハーブ及び香辛料」及び 12.2.2 「香味料及び調味料」の説明文を改訂するもの。第 53 回 CCFA はこの改訂案を総会に採択に諮ることに合意した。
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）における食品分類 01.1.1 のクエン酸三ナトリウム（INS 331（iii））に関する食品添加物規定の収載（ステップ 8）	第 51 回 CCFA（2019 年）において、食品分類 01.1.1（液状乳（プレーン））へのクエン酸三ナトリウム（INS 331（iii））の使用に関する条項案について第 42 回総会（2019 年）にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意。しかし、第 42 回総会においてアフリカの国々が、使用に技術的正当性がない等の理由により、採択に懸念を示したことから、採択を支持する意見が多く出されたものの、議論が膠着状

<sup>8</sup> 第 106 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

	<p>態となり、CCFA に戻して再度議論することになった（ステップ 5 で予備採択）。第 52 回 CCFA（2021 年）では、使用の技術的正当性等に関する情報を収集するため回付文書（CL）を回付することに合意した。</p> <p>第 53 回 CCFA では、この CL への回答に基づいて作成された討議文書により議論が行われ、クエン酸としての使用条件を認める新たな注釈を付して、ステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意した。新たな注釈を付した条項案について、ケニアとセネガルが留保した。</p> <p>第 53 回 CCFA は、すべての技術的事項がこれまでの会合で網羅的に議論されたことに合意し、本部会で下された決定を尊重し、総会で議論を再開しないように促した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSFA の食品分類 14.2.3 における食品添加物条項の収載（ステップ 5/8 及び 8）</p>	<p>第 45 回 CCFA（2013 年）から、食品分類 14.2.3「ブドウ酒」及びその下位分類における「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関し、食品添加物条項案が検討、議論されてきたが、食品添加物の最大使用濃度に関して国際ぶどう・ぶどう酒機構（OIV）で設定された基準値を参照する注釈をつけることについて合意に至らず、第 49 回 CCFA（2017 年）において、ステップを留め置き、検討を中止していた。</p> <p>第 52 回 CCFA（2021 年）において、チリの提案により、検討が再開された。第 53 回 CCFA では、妥協案として示された注釈案「加盟国は OIV におけるワイン醸造規範と一致するよう、使用方法を規定する場合がある」に最終的に合意し、14.2.3「ブドウ酒」及びその下位分類における 10 の条項と注釈をステップ 5/8 及びステップ 8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意した。また、第 53 回 CCFA は、執行委員会及び総会に対し、注釈への外部組織の参照は例外的な対応であり、他のいかな</p>

	<p>る状況においても前例とみなすべきではない旨通知することとし、外部組織の参照は、執行委員会からの助言を踏まえて最小限とされており、将来同様の状況が起こる可能性は低いことを確認した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。第 84 回執行委員会においても、注釈に外部組織を参照することに関し、LAC 加盟国から懸念が示されたが、第 53 回 CCFA における歩み寄りの結果であること等を確認した。</p>
GSEFA の表 3 への 5 つの食品添加物の収載 (ステップ 5/8)	<p>第 53 回 CCFA は、第 92 回 (2021 年) 及び第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) の結果を受けて、GSFA の表 3 に 5 つの食品添加物<sup>9</sup>を含めることに合意し、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択に諮ることに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案 (ステップ 5/8)	<p>食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の削除、分類及び用途の変更を行うもの。第 53 回 CCFA は、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
食品添加物のコーデックス仕様書のリストへの収載のための仕様書原案 (CXA 6-2021) (ステップ 5/8)	<p>第 92 回 JECFA (2021 年)、第 95 回 JECFA (2022 年) において作成された仕様書原案について、ステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに及び採択に伴い、食品添加物のコーデックス仕様書のリスト (CXA 6-2021) を修正することに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
GSEFA の食品添加物条項案及び既採択条項の改訂 (ステップ 8 及びステップ 5/8)	<p>第 53 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案、及び改訂案について、ステップ 8 及びステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合</p>

<sup>9</sup> 合成リボフラビン (INS 101(i))、リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム (INS 101(ii))、*Bacillus subtilis* 由来リボフラビン (INS 101(iii))、*Ashbya gossypii* 由来リボフラビン (INS 101(iv))、スピルリナ抽出物 (INS 134)



	<p>意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSEFA の食品分類 02.1.2 への脂肪酸モノグリセリド及び脂肪酸ジグリセリド (INS 471) の収載 (ステップ 5/8)</p>	<p>第 27 回 CCFO (2021 年) は、第 52 回 CCFA (2021 年) からの照会を受け、バージンオイル及び低温圧搾油を除く「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」に適合した製品において INS 471 の消泡剤としての使用の技術的正当性を確認したことから、第 53 回 CCFA はステップ 3 に保留していた食品分類 02.1.2 (植物油脂) における INS 471 に関する条項案をステップ 5/8 で第 46 回総会に最終採択を求めることに合意した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSEFA の食品分類 02.1.2 への 3 つの条項の収載</p>	<p>GSEFA の食品分類 02.1.2 (植物油脂) にポリグリセリン脂肪酸エステル (INS 475)、ソルビタン脂肪酸エステル (INS 491-495) 及びステアロイル乳酸塩類 (INS 481(i)、482(i)) を収載するとともに注釈 356、XS33、XS325R、B1 を適用するもの。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSEFA の注釈 488 及び 502 の改訂</p>	<p>ケイ酸カリウム (INS 560) は JECFA の仕様書がないため、注釈 488 及び 502 から削除するもの。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSEFA の食品分類 14.1.4 における安息香酸塩類の条項の注釈 301 の削除</p>	<p>食品分類 14.1.4 (「スポーツ」、「エネルギー」、または「電解質」飲料及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料) の安息香酸塩類に関する条項について、第 92 回 JECFA (2021 年)、第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) による評価完了に伴い、第 53 回 CCFA は、注釈 301 を削除することに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>GSEFA の表 1 及び表 2 のグループ「リボフラビン類」ヘッダーへの</p>	<p>第 92 回 JECFA (2021 年) 及び第 95 回 JECFA 会合 (2022 年) の結果を踏まえて、GSEFA の表 1 及び</p>

<p><i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン (INS 101(vi)) の収載</p>	<p>表 2 のグループヘッダー「リボフラビン類」に <i>Ashbya gossypii</i> 由来リボフラビン (INS 101(vi)) を含めるもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>乳・乳製品部会 (CCMMP) の 7 規格、加工果実・野菜部会 (CCPFV) の 3 規格、栄養・特殊用途食品 (CCNFSDU) の 6 規格、アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) の 1 規格、ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドライン<sup>10</sup>との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂</p>	<p>CCMMP の 7 規格<sup>11</sup>、CCPFV の 3 規格<sup>12</sup>、CCNFSDU の 6 規格<sup>13</sup>、CCAFRICA の 1 地域規格<sup>14</sup>、CCEURO の 1 地域規格<sup>15</sup>、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項の改訂との整合に伴い、GSFA の食品添加物条項の改訂を行うもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>様々な食品分類における甘味料の添加物条項の改訂</p>	<p>第 42 回総会 (2019 年) は、GSFA の甘味料の使用に係る注釈 161 (Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.) について、代替の注釈 (477、478) に置き換えることに合意した。第 53 回 CCFA は、GSFA の甘味料に付記された注釈の一貫性を保つことを目的として、注釈 161 が付いていない採択済みの甘味料の添加物条項に関して検討を行い、第 46 回総会に改訂案の採択を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>CCMMP の 7 規格、CCPFV の 3 規</p>	<p>上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果とし</p>

<sup>10</sup> Ready-to use Therapeutic Foods のガイドライン (CXG 95-2022)

<sup>11</sup> 粉乳及び粉末クリームに関する規格 (CXS 207-1999)、乳脂肪スプレッドの規格 (CXS 253-2006)、モッツアレラの規格 (CXS 262-2006)、無糖練乳の規格 (CXS 281-1971)、脱脂加糖練乳の規格 (CXS 282-1971)、食用カゼイン製品に関する規格 (CXS 290-1995) 及びデイリーパーミエイトパウダーの規格 (CXS 331-2017)

<sup>12</sup> マンゴーチャツネの規格 (CXS 160-1987)、コチュジャンの規格 (CXS 294-2009) 及びチリソースの規格 (CXS 306-2011)

<sup>13</sup> 乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981)、ベビーフード缶詰の規格 (CXS 73-1981)、シリアルベースの乳幼児用加工食品の規格 (CXS 74-1981)、フォローアップミルクの規格 (CXS 156-1987)、体重のコントロールを目的とした食品の組成の規格 (CXS 181-1991)、減量を目的とした低熱量食品の組成の規格 (CXS 203-1995)

<sup>14</sup> シアバター地域規格 (CXS 325R-2017)

<sup>15</sup> シャントレル (キノコの種類) の地域規格 (CXS. 40R-1981)

格、CCNFSDU の 6 規格、CCAFRICA の 1 規格、CCEURO の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項の改訂	て、CCMMP の 7 規格、CCPFV の 3 規格、CCNFSDU の 6 規格、CCAFRICA の 1 規格、CCEURO の 1 規格、CCNFSDU の 1 ガイドラインの食品添加物条項を改訂するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 53 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する新規作業（ステップ 2）。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 53 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 53 回 CCFA で作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案及び原案について、規格の策定作業を中止するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告している。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 53 回 CCFA で合意した GSFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い関連条項を廃止するもの。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、廃止への合意を勧告している。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.8 食品汚染物質部会（CCCF）

（2023年4月に開催された第16回 CCCF から提出されている文書<sup>16</sup>）

事項	概要
<b>最終採択</b>	
<p>キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範案（ステップ 8）</p>	<p>生産工程の各段階において、小規模から大規模までの生産者が適用可能な、キャッサバ及びキャッサバ加工品のかび毒（アフラトキシン、オクラトキシン A）汚染の防止及び低減に関する実施規範を策定するもの。第 14 回 CCCF（2021 年）で新規作業開始に合意し、第 44 回総会（2021 年）で承認。第 45 回総会で予備採択（ステップ 5）。第 16 回 CCCF において修正した実施規範案をステップ 8 で第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>直接消費用乳幼児用調理食品中の鉛の最大基準値（ML）（ステップ 8）</p>	<p>特定の食品群中の鉛の ML 設定について、第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。第 45 回総会（2022 年）では、0.02 mg/kg の ML 原案を予備採択（ステップ 5）。第 16 回 CCCF に向けて、作業部会では、予備採択された ML 案では穀類を含む製品の違反率が 5%を超える可能性があることから、より高い ML（0.03 mg/kg）の設定や穀類を含む製品の適用除外についても検討されたが、第 16 回 CCCF において、日本を含む多くの国から支持のあった 0.02 mg/kg の ML 案に合意し、第 46 回総会にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>ソフトブラウンシュガー、粗糖及び遠心分離されていない砂糖の鉛の ML（ステップ 5/8）</p>	<p>特定の食品群中の鉛の ML 設定について、第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。第 16 回 CCCF に向けて、作業部会では、粗糖及びブラウンシュガーに関して、理論上は精製糖や白</p>

<sup>16</sup> 第 106 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

	<p>砂糖よりも高い濃度の鉛を含有しうること等から、遠心分離されていない砂糖類を含めた上で、精製糖の ML (0.1 mg/kg) よりわずかに高い ML 原案 (0.15 mg/kg) が検討された。第 16 回 CCCF においても幅広い支持があり、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシン A の ML (ステップ 5/8)</p>	<p>第 12 回 CCCF (2018 年) にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF (2021 年) では、新たに収集したデータに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。</p> <p>第 15 回 CCCF (2022 年) では ML 原案の合意に至らなかったが、第 16 回 CCCF では前回会合のコメント等を考慮して新たな原案について検討し、それぞれ、20 µg/kg の ML 原案を第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。総アフラトキシンの ML について、EU、ノルウェー、スイスが留保した。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
<p>乳幼児用食品を含む特定の穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンのサンプリングプラン (ステップ 5/8)</p>	<p>第 42 回総会 (2019 年) で新規作業承認。第 15 回 CCCF (2022 年) において、第 45 回総会 (2022 年) に特定の穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンの ML 原案をステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意したが、サンプリングプランは合意に至らず、トウモロコシの粉、セモリナ、フレーク及び乳幼児用穀類加工品のサンプリングプラン、加工向けトウモロコシ穀粒、ソルガム、玄米、精米のサンプリングプラン及び総アフラトキシンの分析法の性能規準に関して引き続き議論が行われたることになった。</p> <p>第 16 回 CCCF は、合意したサンプリング及び性能</p>

	<p>基準に関し、第 42 回 CCMAS に承認を求めること、第 46 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。最終採択後は、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) に収載される。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。</p>
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定	
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範/ガイドライン (ステップ 1)	<p>気候変動などの要因により世界的な健康問題であるシガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範又はガイドラインを作成するもの。</p> <p>第 11 回 CCCF (2017 年) において、FAO/WHO に科学的助言を求めることに合意した。第 15 回 CCCF では、FAO/WHO の報告書に基づき議論され、EWG を設置し、関連の国際機関の取組を踏まえ、シガテラ中毒防止のための実施規範またはガイドラインの作成に関する討議文書を作成することに合意。</p> <p>第 16 回 CCCF において、実施規範またはガイドラインの策定作業を開始することに幅広い支持があり、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。実施規範かガイドラインかは今後検討することになった。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、新規作業承認を勧告している。</p>
作業中止	
パプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの ML、ショウガ、コショウ及びターメリック中のオクラトキシンの ML	<p>第 16 回 CCCF において、ML を設定しないことに幅広い支持が得られ、作業を中止することに合意。</p> <p>第 84 回執行委員会は、総会に対し、作業中止の承諾を勧告している。</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.9 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

(2023年5月に開催された第26回 CCFICS から提出されている文書<sup>17)</sup>)

事項	概要
<b>最終採択</b>	
国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案 (ステップ 5/8)	輸出国と輸入国の食品管理システムもしくはその一部の同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成するもの。第40回総会 (2017年) で新規作業承認。第26回 CCFICS は、本ガイドライン原案を第46回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 第84回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。
規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案 (ステップ 5/8)	第25回 CCFICS (2021年) において豪州から討議文書が示され、提案内容が支持された。EWG を設置して討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成し、第26回 CCFICS にて検討することとしていたが、新型コロナウイルスの流行により遠隔監査の導入の緊急性が高まったことから、CCFICS での規格策定作業を迅速に開始するため、EWG が作成した討議文書とプロジェクトドキュメントは CCFICS 議長国から第83回執行委員会 (2022年11月) に新規作業として直接提出された。第45回総会 (2022年) にて新規作業として承認された。 第26回 CCFICS は、ガイドラインのタイトルを the Use of Remote Audit and Verification から the Use of Remote Audit and Inspection に変更する等の修正を行い、本ガイドライン原案を第46回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 第84回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告している。
<b>新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定</b>	
食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則 (CXG 60-	第25回 CCFICS (2021年) において、「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則 (CXG 60-2006)」に関

<sup>17</sup> 第107回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

2006) の更新及び改訂	し、技術の中立を保ちながら、現在及び新たな規制や業界の優れた実践例とサポート技術の進歩を考慮するための更新と改訂が提案された。第 26 回 CCFICS は、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。 第 84 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告している。
---------------	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.10 食品表示部会 (CCFL)

(2023 年 5 月に開催された第 47 回 CCFL から提出されている文書<sup>18)</sup>)

事項	概要
予備採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の改訂原案：アレルギー表示に関する条項 (ステップ 5)	第 45 回 CCFL (2019 年) において、GSLPF のアレルギー表示に関連する規定を見直し明確化する作業及び予防的アレルギー又は注意表示 (precautionary allergen or advisory labelling) に係るガイダンス策定作業を開始することに合意。また、GSLPF のアレルギーのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。第 42 回総会において新規作業承認。 GSLPF のアレルギー表示関連規定の見直しに関し、第 47 回 CCFL は、食物アレルギーのリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議の報告書を踏まえて検討作業を行い、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。(予防的アレルギー表示ガイダンス作成作業は継続中) 第 84 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告している。
e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン原案	インターネット販売は増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示に関するガイドラインの作成を行うもの。第 42 回総会

<sup>18</sup> 第 107 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>



(ステップ5)	<p>(2019年)で新規作業承認。当初、本ガイドラインはGSLPFの補足文書と位置付けていたが、第47回CCFLでは本ガイドラインを独立した文書として作成すること、WTOの定義を基にしたeコマースの定義等に合意し、第46回総会に予備採択を諮ることに合意。</p> <p>第84回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告している。</p>
<p>食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの利用に関するガイドライン原案(ステップ5)</p>	<p>技術革新を利用した食品表示に関するガイドラインを提供するため、GSLPF(CXS 1-1985)及び関連するコーデックス文書の改定並びに新たな補足的文書を策定するもの。第44回総会(2021年)で新規作業承認。</p> <p>第47回CCFLでは、本ガイドラインを独立した文書として作成すること、タイトルに食品表示に関する情報の提供であることを明確化するための追記を行うこと等に合意し、第46回総会に予備採択を諮ることに合意。</p> <p>第84回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告している。</p>
<p>新規作業提案または既存のコーデックス規格の改定</p>	
<p>GSLPFの修正:ジョイントプレゼンテーション及び詰め合わせ包装食品の表示(ステップ1)</p>	<p>詰め合わせ包装食品の販売が増加していることをうけ、これらの表示に対処するためGSLPFの修正を行うもの。</p> <p>第44回CCFL(2017年)においてコロンビアから提案された。第45回CCFL(2019年)及び第46回CCFL(2022年)では、提出された討議文書を基に議論したが、すでにGSLPFがあることから当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明であるとの意見が出された。第47回CCFLにおいて新規作業の必要性について、再提出された討議文書を基に引き続き議論され、作業開始に合意、第46回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。</p> <p>第84回執行委員会は、総会に対し、新規作業承認を勧告している。</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.11 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

(2023年6月に開催された第42回CCMASから提出されている文書<sup>19)</sup>)

事項	概要
最終採択	
分析法、分析規準、サンプリングプランの承認（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への分析法及び性能規準の収載、GSCTFFへのサンプリングプランの収載）	第42回CCMASは、CCNFSDU、CCAFRICA、CCASIA、CCNASWP及びCCCFによって提案された分析法、分析法の性能規準、サンプリング法について検討し、承認したもの <sup>20)</sup> について、第46回総会に採択を諮ることに合意。 また、第38回CCMAS（2017年）で分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として続いている点検作業について、第42回CCMASは、油脂、穀類・豆類及び加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新案、乳製品分析法の一部修正について、第46回総会に採択を諮ることに合意。
サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ8）	よりユーザーフレンドリーなガイドラインとするため、既存のガイドラインを改定するもの。第41回総会（2018年）で新規作業承認。第44回総会（2021年）で予備採択（ステップ5）。 第42回CCMASは、CXG 50の改定案を第46回総会に最終採択に諮ることに合意。また、関連する部会に対してCXG 50の改定を通知し、各々のサンプリングプランの見直しを依頼することに合意。

<sup>19)</sup> 第107回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/107-1.pdf>

<sup>20)</sup> CCNFSDU：乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CXS 72-1981）に記載されるビタミンB12、総アミノ酸（タウリン及びトリプトファンを除く）、トリプトファンの分析法

CCAFRICA：乾燥肉の地域規格の分析法

CCASIA：バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品（納豆等）の地域規格の分析法、植物の葉で包んだ調理米の地域規格の過酸化物質の分析法

CCNASWP：発酵ノニ果汁飲料の地域規格のスコポレチンとデアセチルアスペルロシド酸、Brix値の分析法

CCCF：牛乳や果実缶詰等の多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準、穀物中の総アフラトキシンに関するサンプリング法（CCCFから提案されたサンプリング法を一部修正）

	サンプリングプランのアプリケーションを含む e-book は情報提供文書として、引き続き作成に取り組みことに合意。
既存のコーデックス文書の廃止	
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の分析法	CCCF 関係の規格に含まれる分析法、油脂の分析法、穀類・豆類の分析法、加工果実・加工野菜の分析法、乳製品の分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。
汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）	多種品目中の鉛及びカドミウムの分析法の性能規準が合意されたことに伴い、CXS 234 に掲載されている鉛及びカドミウムの分析法を削除するとともに、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001）を廃止するもの。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.12 残留農薬部会（CCPR）

(2023年6月～7月に開催された第54回CCPRから提出されている文書<sup>21</sup>)

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値(MRL)原案(ステップ5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第54回CCPRで30農薬のMRL原案についてステップ5/8で最終採択を諮ることに合意。 21農薬のMRL原案にEUとスイスが留保した。
オクラ、マルティニア及びローゼルを含むペッパーのグループ/サブグループのコーデックスMRL(CXL)の修正	オクラのMRLの設定に関して、第54回CCPRは、マルティニア、ローゼル及びオクラを含む現在のサブグループ12Bの分類や代表作物はそのままとし、オクラ等には当該サブグループのCXLを暫定的に適用する旨の注記を付すことに合意した。本件は、この決定を実施するために結果的に生じるペッパーのグループ/サブグループのCXLの修正について、第46回総会に採択を諮るもの。
食品及び飼料のコーデックス分	第29回総会(2006年)で新規作業承認。近年の国

<sup>21</sup> 第108回コーデックス連絡協議会文書参照  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/108.html>

<p>類 (CXA 4-1989) の改訂と食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (CXG 84-2012) の修正: クラス B とクラス E 及びこれらに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表 (ステップ 5/8)</p>	<p>際貿易の実態を踏まえて、CXA 4-1989 の改訂作業が進められてきたもの。第 54 回 CCPR では、クラス B (動物由来の一次食品) に両生類・は虫類及び無脊椎動物のグループを新設し、従来使用されてきた家禽類 (poultry) の用語に代わり、鳥類 (avian) の用語を使用する修正を行うこと、また、クラス E (動物由来の加工食品) の複数のグループをサブグループに分割すること (乾燥肉と魚製品) や新たな品目の追加について合意。さらにこれらに整合するよう、各グループ及びサブグループの代表食品の例を修正すること、第 46 回総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 54 回 CCPR での作業で、2006 年からの改訂作業が終了した。</p>
<p>食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の修正: MRL 適用及び分析部位 (各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) 及び油糧作物)</p>	<p>各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) 及び油糧作物における MRL 適用部位及び分析部位に関し、第 54 回 CCPR は、MRL 適用及び分析部位のガイドライン (CXG 41-1993) と改訂された食品及び飼料のコーデックス分類との比較に基づく修正案を第 46 回総会に採択を諮ることに合意した。各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) については、エクアドルから、本グループに含まれるバナナを非食用の皮を取り除いたうえで分析すること等が提案されたが、皮が付いたまま貿易されるなどの理由から支持されなかった。</p>
<p>結果として生じる修正:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989): クラス A とクラス D へのグループの追加</li> <li>- 食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (CXG 84-2012): グループ 12C の改訂</li> </ul>	<p>クラス A (植物由来の一次食品) 及びクラス D (植物由来の加工食品) について、2022 年の JMPR 会合からの新しい MRL 勧告を農薬の MRL データベースに含めるために、食品及び飼料のコーデックス分類の結果的な修正として、食品コードが追加された。</p> <p>JMPR からの説明を踏まえ、表 2 のサブグループ 12C (なす類) の代表作物にスイートペッパー (ピーマン) やチリペッパー (とうがらし) を加え、これらの作物残留データをなす類に外挿できるようにするもの。</p>

新規作業	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	2024 年の JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価）を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。
長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質（CRM）の純度と安定性のモニタリングのガイダンス作成	長期保管された標準物質の純度の安定性とモニタリングに関するガイダンス作成を行うもの。 第 51 回 CCPR（2019 年）において、農薬残留物を分析する際に使用する CRM 等の標準物質は、有効期限が切れると使用することができず、特に途上国にとって新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことを踏まえ、インドとアルゼンチンにより CRM を含む標準物質の有効活用に関して提案された。 第 54 回 CCPR は、第 46 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意。
既存のコーデックス文書の廃止	
MRL 適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）	本ガイドラインの内容は、食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂により、同分類に含まれることになるため、第 46 回総会に廃止を要請するもの。
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 54 回 CCPR での合意に基づき既存の 18 農薬に関する CXL を廃止するもの。
作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 54 回 CCPR での合意に基づき 4 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。
その他（報告）	
農薬と動物用医薬品の両方で使用される物質への調和のとれた/単一の MRL の設定に関する CCPR と CCRVDF の合同 EWG の TOR の修正	第 44 回総会（2021 年）において、CCPR と CCRVDF による合同 EWG が設置され、農薬と動物用医薬品の両方で使用される物質に関する調和のとれた MRL 設定に関する手続き及び技術的課題について検討してきた。第 54 回 CCPR では、JECFA や JMPR との連携や合同 EWG への支援の継続など、合同 EWG からの 5 つの勧告について第 26 回 CCRVDF

	<p>の修正を受け入れた上で承認し、第 44 回総会 (2021 年) で合意された TOR に 5 つの勧告に含まれるタスクを追加することとした。</p> <p>第 54 回 CCPR は、合同 EWG の作業状況や TOR の修正を第 46 回総会に通知することに合意。</p>
--	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.13 近東地域調整部会 (CCNE)

(2023 年 9 月に開催された第 11 回 CCNE から提出されている文書)

事項	概要
予備採択	
マアムール (菓子) の地域規格原案 (ステップ 5)	第 10 回 CCNE において、新規作業の開始に合意 (サウジアラビアの提案)。第 43 回総会で新規作業承認。第 11 回 CCNE は、品質要件と分析法以外の箇所合意し、第 46 回総会に予備採択を諮ることに合意。(表示条項と添加物条項の承認に関する記載なし)

(対処方針)

コンセンサスに従うこととしたい。

#### 4.14 一般原則部会 (CCGP)

(2023 年 10 月に開催された第 33 回 CCGP からの提案<sup>22</sup>)

事項	概要
承認	
手続きマニュアルの 3 章 (部会のガイドライン) のレビュー	第 33 回 CCGP は、手続きマニュアルの 3 章 (部会のガイドライン) に関し、部会ホスト国に、現在の慣行を踏まえ、更新すべき箇所を特定するよう依頼すること、コーデックス事務局に、更新案に関する加盟国への意見照会のため、CL を発行するよう要請すること、第 46 回総会に、この作業を CCGP に付託するよう勧告することに合意した。

<sup>22</sup> 第 108 回コーデックス連絡協議会文書参照  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/108.html>

<p>手続きマニュアルの3章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容</p>	<p>第33回CCGPは、手続きマニュアルの3章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会においてCCGPへの付託可能性を検討するため、第46回総会に、加盟国への意見照会のCLの発行の承認を要請することに合意した。</p>
---	--

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

#### 4.15 ジルパテロール塩酸塩（牛の肝臓、腎臓及び筋肉）のMRL案<sup>23</sup>

(経緯)

コーデックス動物用医薬品部会（CCRVD）の第24回会合（2018年）及び第25回会合（2021年）において、リスク評価の結果に基づきJECFAから提案されたジルパテロール塩酸塩のMRL原案について議論された。日本は、科学的根拠に基づいたMRL案が勧告されていること、JECFAによるリスク評価の結果、健康への悪影響が生じる可能性は極めて低いと考えられていること、及び、日本では動物用医薬品としては承認されていないもののインポートトレランス申請によりMRLを設定しており貿易の支障とはならないことから、MRL原案を支持した。日本を含め米国等の多くの国はJECFAによる科学的な評価結果に基づきMRL案を進めるべき旨主張した一方、EUをはじめ多くの国からは、成長促進等の家畜の治療以外の目的で動物用医薬品の使用を認めるべきではない等MRL設定のプロセスを進めるべきではない旨の意見があった。このようにMRL設定のプロセスを進めるべきかどうかについて賛否が分かれ、コンセンサスを得ることができなかった。議長は、一部の国が同意しなかったものの、MRL案に関して公衆衛生上の懸念はなくJECFAの科学的評価を支持したことに注目しつつ、執行委員会に本件の進め方について助言を求めた。

2021年の第81回執行委員会及び第44回総会において本件について議論したが、ステップを進める手続きをとることに合意が得られず、2022年の第45回総会で引き続き議論することになった。

第45回総会において、JECFAのリスク評価についての議論では、北米、中南米地域の国を中心に評価は科学的根拠に基づき評価されているとし、支持する意見が出された一方、タイ、中国等からは、肝臓及び腎臓以外の内臓について、摂取量が多いにもかかわらず評価が行われていないこと等を理由に評価結果は受け入れられないとする意見が出された。MRL原案の今後の進め方については、EU、タイ、中国等は、MRL設定のステップを進

<sup>23</sup> 第103回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/svouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

めることには反対意見を表明し（ステップ 4 を維持）、日本の他、北米、中南米、アフリカの国々はステップを進めることを支持する意見を表明した。この結果、議長から、本件はコンセンサスがないとの判断が下され、二段階で投票が実施された。まず、予備採択（ステップ 5）するかどうかについては、投票の結果、過半数の賛成が得られたため可決された。その後、ステップ 6 及び 7 を省略し最終採択（ステップ 8）に進める手続きをとるかについての投票が行われ、3 分の 2 以上の賛成が得られなかったため否決された。この結果、ジルパテロール塩酸塩の MRL 原案は予備採択された（中国が留保）。今後の進め方について CCRVDF の議長から、部会ではこれ以上技術的な議論をする内容はない旨の発言があり、ステップ 6 以降は部会には戻さず総会で進めることとなった。また、次回総会までの間、総会議長・副議長はメンバーと非公式コンサルテーションを開催し、第 46 回総会で引き続き議論することとなった。

（対処方針）

ジルパテロール塩酸塩（牛の筋肉、肝臓及び腎臓）の MRL 原案について、JECFA によるリスク評価の結果、健康への悪影響が生じる可能性は低いと考えられること、また国際的に合意された MRL 設定方法に則り科学的根拠に基づいた MRL 案が勧告されていることから、今次総会において、これまで部会及び総会で示した立場と同様、コーデックスの議論は科学的根拠に則って行われるべきであることから MRL 案を支持するとともに MRL 設定のプロセスを進めることを支持する立場で、適宜対処したい。

#### 仮議題 5. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

資料未着

#### 仮議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格（CXS 247-2005）の修正提案

（経緯）

本規格は、元々は、果実・野菜ジュースに関する特別部会（TFFJ）で策定されたが、TFFJ は第 26 回総会（2005 年）で解散したため、現在は加工果実・野菜部会（CCPFV、休会中）が取り扱っている。ブラジルから、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、*Vitis Vinifera L. or hybrids thereof*（ヨーロッパブドウ）または *Vitis Labrusca or hybrids thereof*（アメリカブドウ）が同じ最低 Brix 値（16.0）となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用する提案が出されている。

第 83 回執行委員会及び第 45 回総会の結果を受けて、コーデックス事務局から本修正案に関する意見照会の CL が回付された。第 84 回執行委員会のクリティカルレビューで



は、ブラジルの修正案への反対意見が出されていることから、提案国のブラジルが意見への対応を検討し、それを踏まえてコーデックス事務局が第 46 回総会で検討する文書を用意し、どのように進めるのが最善か決定するよう第 46 回総会に勧告することになった。今次総会では、反対意見へのブラジルからの回答を踏まえ、今後の進め方について議論される。

(対処方針)

加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。技術的な議論を更に必要とする場合は、総会の下に EWG を設置する等、総会で直接議論すべきではないとの立場で、適宜対処したい。

## 仮議題 7. 地域調整部会からの報告

第 32 回 CCEURO (2022 年 5 月)、第 24 回 CCAFRICA (2022 年 9 月)、第 22 回 CCASIA (2022 年 10 月)、第 22 回 CCLAC (2022 年 10 月)、第 16 回 CCNASWP (2023 年 1 月)、第 11 回 CCNE (2023 年 9 月) からの報告。各地域調整部会から提起されている地域規格の採択及び新規作業提案以外の問題等について、議論される予定。適宜対処したい。

## 仮議題 8. 科学の役割に関する原則文の適用<sup>24</sup>

(経緯)

昨年までのコーデックス執行委員会において、手続きマニュアル中の「科学の役割に関する原則文」<sup>25</sup>の適用のためのガイダンス作成を行ってきたが、特に、原則文第 4 パラグラフの使用を示すためのオプション 2 (加盟国が原則文第 4 パラグラフの使用を表明した場合、それを会議のレポート中にだけでなく、規格の脚注に記す) を含めるかどうかに関し、メンバー間の意見の対立が解消しなかったため最終合意には至らず、スクエアブラケット (合意に至っていない箇所) を残したまま、今後この作業を続けるか等について、第 45 回総会で議論することになった。但し、ガイダンスは最終版ではないが、原則文の理解を深め実践するために、実用的で役立つ文書であることを確認した。

第 45 回総会 (2022 年 11 月) では、ガイダンスを支持し、これ以上の作業は不要とする意見 (日本、米国、カナダ、中南米、他) と、この文書を最終化するために、議論を継続すべきとする意見 (EU 加盟国、ノルウェー、タイ) に分かれた。議論の結果、コーデ

<sup>24</sup>第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/svouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

<sup>25</sup> Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 28<sup>th</sup> edition, pp 195-196. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

ックス事務局から加盟国とオブザーバーに CL を発出し、ガイドンスの改善と最終化、追加すべきもの等に関する具体的な提案を募ること、また、意見照会で提出された提案と部会議長からのコメントを踏まえ、第 46 回総会で議論すること等に合意した。

今夏に行われた意見照会では、a) オプション 2 は適切か、b) ガイドンスは新規作業提案も対象に含めるべきか、c) 第 45 回総会において農薬 MRL の設定における環境影響の考慮に関する議論を踏まえ、追加のガイドンスが必要か、d) ガイドンスで対処すべきその他の問題はあるか、e) ガイドンスをどこに掲載するか、に関するコメントが求められた。今次総会では、各国からのコメントを踏まえ、今後の進め方を議論する。

(対処方針)

ガイドンスは、スクエアブラケットは残っているものの、部会議長や加盟国にとって SOP に関する理解を深めることのできる、実用的で役立つ文書であることから、現時点ではこれ以上の検討作業は不要との立場で、適宜対処したい。

議論の結果、ガイドンスの最終化に向けて検討作業を進めることになった場合、特定の加盟国の立場を記録するために脚注が使用されることは避けるべきであることから、オプション 2 は削除が望ましいとの立場で対応したい。

## 仮議題 9. 新たな食料源と生産システム<sup>26</sup>

FAO 及び WHO からの問題提起を受けて、第 44 回総会（2021 年 11 月）において、コーデックスにおいて新たな食料源と生産システム（NFPS）に関する作業をどのように進めるか等の検討を開始すること、執行委員会の下に小委員会を設置し、コーデックス事務局、FAO 及び WHO の支援を受けて、検討を行うことに合意した。NFPS として、海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養ベースの食品（肉、魚、乳製品）、植物ベースの代替たんぱく質、3D プリント食品が例示された。第 83 回執行委員会では、FAO と WHO に対し、今後も加盟国に NFPS に関する情報を提供すること、また、総会に対し、加盟国にコーデックスの既存の枠組みの中で、NFPS に関する提案をするよう奨励すること等に合意した。

第 45 回総会では、多くの加盟国から、NFPS への高い関心が示され、コーデックスがこの問題にタイムリーに取り組むことの重要性が指摘されたが、特定の NFPS に関する具体的な問題提起はなく、コーデックスで NFPS に関する作業をどのように進めるかが一番の論点となった。議論の結果、今後、コーデックス事務局からメンバー、オブザーバーに CL を発出し、コーデックスの現在の手続きや部会では対処できない NFPS に関する課題に関する情報を募ることに合意した。

今夏に行われた意見照会では、一部の加盟国から、NFPS あるいは NFPS 由来食品の

<sup>26</sup> 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/svouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

リスク分析ガイドラインや NFPS の定義等の必要性について、意見が出された。また、NFPS に関する課題を取り扱う特別部会の設置も提案された。しかしながら、多くの加盟国から、コーデックスの現在の手続きや部会で対処できない NFPS に関する課題はない旨、また、一部の国から近い将来 NFPS に関する提案を出す可能性も示されたが、現時点では具体的な提案の提出は計画していない旨回答が出された。今次総会では、各国から提供された意見及び情報等を踏まえ、今後の進め方を議論する。

(対処方針)

本件は、NFPS についてコーデックスでの検討が必要と考える加盟国が、関連する部会に、あるいは執行委員会と総会に、NFPS に関する具体的な作業提案を提出し、その上で、作業の必要性や作業する枠組等について検討されるべきであり、NFPS に関する具体的な提案がない中で、議論を行うことは避けるべきとの立場で、適宜対処したい。

また、特別部会の設置の提案について、休会中の部会の再開や、部会間の連携、既存の部会の TOR の拡大も含め、可能な限りコーデックスの既存の枠組を柔軟に活用して行うことが望ましいとの立場で、適宜対処したい。

#### **仮議題 10. コーデックスの予算及び財政に関する事項**

資料未着。コーデックスの予算及び財政に関して、コーデックス事務局より、近年の支出状況及び今後の予算について説明される。情報収集に努め、適宜対処したい。

#### **仮議題 11. FAO 及び WHO から提起された事項**

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告される。聴取の上、適宜対処したい。

#### **仮議題 12. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命**

- ・ コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現在の議長及び副議長は今年の第 44 回総会で選出され、現在 2 期目であることから、立候補が可能。現在の議長及び副議長の再選を支持する方向で、適宜対処したい。
- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国 (Members elected on a geographical basis) は 1 期 2 年、1 回再選可能。日本 (アジア)、タンザニア (アフリカ)、ウルグアイ (中南米・カリブ海) は現在 2 期目 2 年目で任期満了のため当該地域は改選。イラン (近東)、カナダ (北米)、バヌアツ (南西太平洋) は 1 期目 2 年目で再選可能。フィンランド (欧州) は、第 45 回総会において、当時地域代表国を務めていたドイツが欧州地域調整国に任命されたことから、ドイツの残りの任期 (第 46 回総会まで)

を務めることになった。現在 1 期目のため、再選可能。各地域の立候補の表明状況等を踏まえ、適宜対処したい。

- 地域調整国は、地域調整部会において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は 1 期 2 ～3 年程度、1 回再選可。第 16 回 CCNASWP と第 11 回 CCNE において、それぞれフィジー（現在 1 期目）及びサウジアラビア（現在 1 期目）が次期地域調整国に指名されている。適宜対処したい。

### **仮議題 13. コーデックス部会の議長を指名する国の指定**

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。

現在の議長を指名する権限を有する国を支持することとしたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会

日 時：2024 年 1 月 29 日（月）～ 2 月 2 日（金）

場 所：コーチ（インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項
3	乾燥果実
3. 1	カルダモンの規格案(ステップ 7)
3. 2	果実に分類されるスパイスの規格案： パート A オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスの要件 (ステップ 7)
3. 3	果実に分類されるスパイスの規格原案： パート B バニラの要件(ステップ 4)
4	乾燥根・根茎・球根
4. 1	ターメリックの規格原案(ステップ 4)
5	新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト
6	その他の事項
7	次回会合の日程及び開催地
8	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題

日 時：2024 年 1 月 29 日～2 月 2 日

場 所：コーチ (インド)

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

(対処方針)

採択を支持して差し支えない。

仮議題 2. コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項

(対処方針)

資料未着

情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3. 乾燥果実

仮議題 3. 1. カルダモンの規格案(ステップ 7)

(経 緯)

第 5 回会合 (2021 年) において、インド及びイランから、カルダモンの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した (第 44 回総会で承認)。

第 6 回会合 (2022 年) において、以下の事項について合意した。

- ・ 形状  
「種子がこぼれ出ない状態で莢が一部開いている製品」を Whole の形状に、「莢付きのまま粉末にした製品」を粉末状種子の形状に、それぞれ括弧書きで追記し、今後検討する。
- ・ 化学的特性  
全灰分については、IS0882-2 の参照値である 9.5%を採用する。
- ・ 糖不溶性灰分  
粉末状種子は抗凝固剤の使用が一般的であるため、3%に設定する。
- ・ 揮発性油分  
揮発性の値を表す最小単位を乾燥ベースで%w/w から ml/100g に変更する。  
また、種子の粉碎工程は、粉碎された種子中の揮発性油分の量を減少させる傾向があることから、粉末状の種子についての最小単位を 3 ml/100g 及び 1 ml/100g とし、1 ml/100g の場合は脚注に「蒸気処理種子について」と追記する。

- ・ 規格原案を第 45 回総会（2022 年 11 月）に提出し、予備採択（ステップ 5）を諮る。（→第 45 回総会において予備採択された。）
- ・ 表示事項、分析・サンプリング条項はそれぞれ食品表示部会（CCFL）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）に承認を求める。（→表示条項は第 47 回 CCFL（2023 年 5 月）において承認された。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS（2023 年 6 月）において承認されなかったため、今次会合において再検討される予定。）
- ・ インドを議長、グアテマラを共同議長とする電子的作業部会（EWG）を設置し、合意していない箇所を中心に引き続き検討を行う。

EWG において、日本では、莢ごと粉末にする製法が主流であることから、「莢付きのまま粉末にした製品」を規格に含める案を支持すること、また、異物については「莢をむいた製品」の場合、莢から取り出す処理を行うことから、「莢付きのまま粉末にした製品」よりも値を低減できる余地はあると考えるので、案よりも低値を検討することを提案した。

（対処方針）

資料未着

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえつつ、EWG と同様の方針で引き続き対処したい。

### **仮議題 3. 2. 果実に分類されるスパイスの規格案**

#### **パート A オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスの要件(ステップ 7)**

（経緯）

第 5 回会合において、米国から植物の部位により果実に分類されるスパイスのグループ（オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラ）の規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した（第 44 回総会で承認）。

第 6 回会合において、バニラを除く、オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニスを第 45 回総会に予備採択（ステップ 5）を諮ること、表示条項、分析・サンプリング条項はそれぞれ CCFL、CCMAS に承認を求めることに合意した。また、米国を議長、マダガスカル、メキシコ及びインドを共同議長とする EWG を設置し、引き続き検討を行うことに合意した。

規格原案は、第 45 回総会で予備採択された。表示条項は第 47 回 CCFL において承認された。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS において承認されなかったため、今次会合において再検討される予定。

EWG から今次会合に規格案が提出される予定。

(対処方針)

資料未着

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

### **仮議題 3. 3. 果実に分類されるスパイスの規格原案**

#### **パート B バニラの要件(ステップ 4)**

(経緯)

第6回会合において、以下の事項について合意した。

- ・ マダガスカル、バニラはグループ規格ではなく個別の規格とすべきとの意見について、今後検討する。
- ・ 製品の定義表 1 に「Vanilla Maya」の商品名を追記するかどうか、今後検討する。
- ・ 高価値商品であることから、購入者に配慮し、収穫国は義務表示すべきかどうか、今後検討する。
- ・ 化学的特性について、全灰分、酸不溶性灰分、揮発性油分の規定は乾燥ベースとする。
- ・ 物理的特性について、虫の死骸、哺乳類の排泄物、カビの毒、虫害の数値を一つにまとめることとし、数値は今後検討する。
- ・ 部会は規格原案をステップ 2/3 に差し戻し、米国を議長、マダガスカル、メキシコ、インドを共同議長とする EWG を設置し、再検討する。

EWG から今次会合に規格原案が提出される予定。

(対処方針)

資料未着

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

### **仮議題 4. 乾燥根・根茎・球根**

#### **仮議題 4. 1. ターメリックの規格原案(ステップ 4)**

(経緯)

第5回会合において、インドから、ターメリックの規格策定について提案があり、議論の結果、新規作業開始に合意した(第44回総会で承認)。

第6回会合における主な議論の内容は以下のとおり。

- ・ 「目視可能なカビ」、「虫害」、「虫の混入」の規定は、重量当たりパーセント(最大)は「目視可能なカビ」と「虫害」及び「虫の混入」の2つの規定に分離されるべきである。
- ・ 「目視可能なカビ」重量当たりパーセント(最大)の値は、ゼロ又は N/A を設定することはできない。
- ・ “昆虫片、数/10 g(最大)”の規定は Whole 状のターメリックには適用されない



か、規定の値は 2.5 から 3 に変更されるべきであり、端数ではなく整数で表されるべきである。

また、“昆虫片、数/10g(最大)” の値 2 は、ISO5562 の規格に基づいて設定されており、変更すべきではないといった意見が出された。

- ・ 表中に「その他の要因」欄を設け、2.1.2 項の情報（断片（長さ 15 mm 未満の根茎及びスクリーニングまたは断片）の 7%（最少）、球根の 5%（最少））をこの規定に移すこと。それに関連する必要な修正を行うことに合意した。
- ・ 第 3.1 項の組成：他の規格案と同様、「付属書 I 及び II に定める要件に適合するものとする」という文言を削除した。
- ・ 部会は規格原案をステップ 2/3 に差し戻し、イランを議長、インドを共同議長とする EWG を設置し、再検討することに合意した。

EWG において、表 3（物理的特性）について、“虫の混入”のゼロを支持すること、また、新たに“その他の排泄物”が追加され、値を“2 mg/kg（最大）”とする案が示されたが、“哺乳類の排泄物”との合計で値を“2 mg/kg（最大）”とすること、さらに、“目視可能なカビ”と“虫害”と“虫の混入”が統合されたが、明らかに異なる欠陥であることから、これらを分離する必要があることを提案した。

（対処方針）

資料未着

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえつつ、EWG と同様の方針で引き続き対処したい。

## 仮議題 5. 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト

（経緯）

- ・ 第 5 回会合において、SCH 規格のレイアウトについて有志による作業グループにおいて作業することに合意。
- ・ 第 6 回会合において、議長から、このテンプレートは統一されたレイアウトを持つ SCH 規格を開発するための基礎となるものであり、CCSCH が技術のニーズに合致し続けることを確実にするために、今後定期的に更新する必要があるとの発言があった。
- ・ 第 6 回会合において議論された規格原案及び規格案における表の番号付けをテンプレートに整合させること、また、最新の SCH テンプレートを慎重に検討し、懸念事項があれば、第 7 回会合での検討のために提出することに合意した。

（対処方針）

規格のレイアウト案は、これまで個別で議論されてきた規格項目をできるだけ網羅

し統一するように設定されていることから特に反対する点はなく、付属書で取り上げられているスパイスの種類と学名が一部正確な記載となっていない等の点について、議論を注視してきたところ。引き続き、適宜対処したい。

#### **仮議題 6. その他の事項**

(対処方針)

資料未着

適宜対処したい。

#### **仮議題 7. 次回会合の日程及び開催地**

(対処方針)

資料未着

適宜対処したい。

#### **仮議題 8. 報告書の採択**

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

(以上)